## 2017年度

## 「企業のエシカル通信簿」調査票

持続可能な社会をめざす消費者目線の 企業の CSR 活動・環境活動 評価・調査

- ア 持続可能な開発(社会)
- イ 環境
- ウ消費者
- エ 人権、労働
- 才 社会、社会貢献
- 力 平和、非暴力
- キ アニマルウェルフェア



消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク

本プロジェクトは2017年度「地球環境基金」の助成を受けて実施しています

- ◆選択肢で、□は複数回答可、○は単一回答を意味します。
- ◆調査項目によっては、必ずしも当該業種に合致しないものが含まれています。設問文に 【コンビニ】【化粧品】【宅配】(簡略表示にしています。ご了解をお願いいたします)の表示があるものは、当該事業種のみ対象にしています。
- ◆青色字で入れましたのは調査内容の注釈等です

#### ア 持続可能な開発(社会)

#### A 理念とビジョン

1. 企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針等の中で「持続可能性」に ついて次のように位置づけていますか?

注:理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は a~e にチェックしないでください。

注「持続可能性」を明記していても「経済の持続可能性」「経済成長の持続可能性」と経済に限定しているものは除く。

- □(a)企業理念、経営理念の中心コンセプトの一つとして「持続可能性」を本文に明記している
- □(b)企業理念、経営理念に中心的なものではないが「持続可能性」を本文に明記している
- □(c)(中長期)経営戦略、経営ビジョン、経営計画等に「持続可能性」を中心コンセプトの一つとして本文に明記している
- □(d)(中長期)経営戦略、経営ビジョン、経営計画等に「持続可能性」を本文に明記している
- □(e)CSR 方針、環境方針等の本文に明記している
- □(f)企業理念、経営理念、経営戦略、経営ビジョン、経営計画等の本文にはないが、ウェブサイト等の付帯説明文に「持続可能性」を明記している注(a)~(d)にチェックがない場合のみ
- □(g)CSR 方針、環境方針等の本文にはないが、ウェブサイト等の付帯説明文に「持続可能性」を明 記している 注(e)にチェックがない場合のみチェックしてください
- ○(h)上記のような位置づけはしていない、もしくは不明
- 2. 将来における持続可能な日本もしくは世界の社会像(脱炭素社会像等も含む)を明確に描き、それを実現するための企業が果たす役割などを示した(中)長期ビジョンもしくは方針を策定していますか?

注「持続可能性な社会像」を明確に描いていても、内容が経済、技術が中心で、環境や社会があまり描かれていないものを除く。

- ○(a)将来の持続可能な日本もしくは世界の社会像と当社が果たす社会的役割を示したものを策定している
- ○(b)将来の持続可能な日本もしくは世界の社会像は具体化していないが、持続可能な社会構築に 向けて当社が果たす社会的役割を示したものを策定している

#### ○(c)策定していない、もしくは不明

解釈してください

#### B. 持続可能な社会、CSRをすすめるための基準等への参加

1 持続可能な社会、CSR をすすめるための次の基準等に参加、署名、支持、利用等をしていますか。
$\square$ (a) 国連グローバル・コンパクト $\square$ (b) OECD 多国籍企業ガイドライン $\square$ (c) GRI ガイドライン $\square$
(d) ISO26000 □(e) エコステージ 5 □(f) KES ステップ 2SR □(g) ISO20400
C. SDGs
1 SDGs(持続可能な開発目標)の目標とターゲットについて、次のような取り組みが行われています
カゝ。
□(a)担当部署を明確化している
□(b)全社的体制を構築している
□(c)SDGs17の目標とターゲットの中で優先的に取り組む課題を設定している
□(d)(c)で設定した課題に対して、目標を設定している。
□(e)SDGs を活用して持続可能な社会づくりに貢献することを、ウェブサイト、環境・CSR 報告書等で
公表している。
□(f)SDGs17の目標を自社の事業、活動に関連して整理し落とし込んでいる。
□(g)SDGs の取り組みの実体化に向けて、NPO、消費者団体等とステークホルダーと対話を行った。
□(h)SDGs を主テーマとした社員研修を実施した。
○(i) 上記のような取り組みはない、もしくは不明
D. ESD(持続可能な開発のための教育)
1. ESD 研修
ア全従業員対象研修
全従業員を対象とした ESD (e ラーニング、集合教育を問わず。ただし単発の講演会ではなく、一定の
カリキュラム化されたもの)研修を実施していますか。
□(a)国内で実施している
□(b)海外で実施している
□(c)海外には支社、事業所、工場等がない
$\square$ (d) (a) (b) にチェックがあった場合、その研修実施に当たって NGO/NPO との協働 (プログラムの開
発、実施、講師としての招聘等)がある
○(e)カリキュラム化された ESD 研修は実施していない、または不明。
注 コンビニエンスストア業界の場合は、全従業員を本社及び直営店の社員、フランチャイズ店店長と

注 新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

注 研修の一部にESDに関して触れているものは除く。ここでは持続可能な開発・発展を主目的とした研修をチェックしてください。従業員への環境教育と消費者教育については「イ 環境」、「エ 消費者(コミュニケーション)」で調査します。

#### イ ワークショップ

従業員を主な対象とした、ESD の推進を主目的のワークショップ(参加・体験型学習)を実施しているか

- ○(a) 実施実績がある
- ○(b)これまで実施したことはない。もしくは不明
- 2. ESD の推進支援等

次の取り組みを行っていますか

- □(a) ESD 活動を行っている NGO/NPO のサポート
- □(b)ESD 活動を行っている自治体への協働・参加
- □(c)ESD 活動を行っている学校のサポート
- □(d)従業員向けのパンフレット、啓発資料の作成配布
- □(e)その他(具体的に:\_\_\_\_\_)
- ○(f)実施していない。もしくは不明

#### E. 持続可能な調達

- 1. CSR 購入·調達
- ア 購入・調達基準・ガイドライン
- CSR 購入・調達の基準またはガイドラインがあり、開示していますか?
- ○(a)グリーン購入とCSR購入・調達を合わせた調達基準またはガイドラインがあり、開示している
- ○(b)グリーン購入とは別に、CSR購入・調達基準またはガイドラインがあり、開示している
- ○(c)CSR 購入(調達)方針もしくは持続可能な購入調達方針があり、開示している
- ○(d)作成していない、もしくは公開していない、もしくは不明
- 注 グリーン購入の基準またはガイドラインは、ここではなく「イ 環境」で調査します
- 注 品目ごとに具体的な基準がある場合は(a)または(b)、品目ごとではなく全般的な基準、方針がある場合は(c)にチェックしてください。

イ 購入・調達基準・ガイドライン、方針の内容(特に開発、土地の改変、生物多様性に関する) アの基準、ガイドライン、方針の中で、以下のような基準、配慮を定めていますか?

- □(a) 先住民族・居住者の生活や土地剥奪、文化を侵害しないこと
- □(b) 奴隷労働・児童労働など劣悪な環境での労働を強制しないこと

□(c) 土地の改変、土壌を引き起こさないこと □(d) 大気の汚染を引き起こさないこと □(e) 水系の破壊、水質汚濁 □(f) 野生生物種と生物数の保全や生物多様性への悪影響を及ぼさないこと ○(g) 上記のような記述はない、もしくは不明 注 コンビニエンスストア事業者は、PB 商品の資材(原材料)に関するものを含みます。
<ul> <li>ウ. アの(a)~ (c)にチェックがある場合、その内容は、自社の調達先にも適用していますか?</li> <li>□(a) 1 次調達先</li> <li>□(b) 2 次調達先</li> <li>□(c) 3 次調達先以上</li> <li>○(d) サプライヤーには遵守を要請していない、または不明</li> </ul>
エ 購入・調達実績 上記アで選択した購入・調達基準もしくはガイドラインの範疇とした購入物品・サービスに関して、その 実績を公開していますか? 注 グリーン購入に関する実績はここではなくイ環境-7 でチェックしてください 次の手段で公開している(複数回答可) □(a)環境報告書、CSR 活動報告書等 □(b)ウェブサイト □(c)株主への報告書 □(d)その他(具体的に:) ○ 公開していない、もしくは不明
オ 資材の調達 次のような資材 (原材料)の CSR 調達を実施していますか。 注 コンビニエンスストア事業者は、PB 商品の資材 (原材料)を含みます □(a)上記アで選択した調達基準、ガイドラインもしくは方針に基づいて、CSR 調達している原材料 (製品を製造するための資材)がある。 その原材料名 □(b) 調達基準もしくはガイドラインは策定しないが、持続可能な調達を意識して実施している原材 料(製品を製造するための資材)がある。
その原材料名

## イ 環境

# A 環境ガパナンスに関する取り組み マネジメント 率先行動 環境基準、環境コミュニケーション 等

環境部署と報告書
1. 環境行動を担当する部署と報告書について該当するものにチェックをして下さい。
□ (a) 専任部署あり (注 CSR 担当部署と合同の部署は可)
□ (b) 専任役員あり (注 環境に関する業務比率が半分以上の役員に限る)
□ (c) CSR報告書とは別に環境報告書を毎年度作成し、公表している
□ (d) CSR報告と環境報告を合わせた報告書を毎年度作成し、公表している
○ (e) 上記のいずれも該当なし、もしくは不明
環境行動計画、行動指針、行動基準の策定
2. 社として環境に関する行動計画、行動指針または行動基準を策定していますか? ○ (a) 行動計画を年に策定し、直近の改定は年である(計画名称
)
○ (b) 行動計画を年に策定し、その後改定していない、または不明(計画名称
<ul><li>○ (c) 行動指針を 年に策定している(指針名称 )</li><li>○ (d) 行動基準を 年に策定している(指針名称 )</li></ul>
〇 (e) 環境行動計画、行動指針または行動基準を策定していない
注:行動計画、行動指針は、全般的な表現の環境方針ではなく具体的な行動を記載したもの
です(択一)
環境マネジメントシステム
3. 環境マネジメントシステムについて、該当するものにチェックをして下さい。
ア 環境マネジメントシステム(EMS)を構築していますか。
□(a) ISO14001を認証取得している
□ (b) KES エコアクション 21 エコステージを認証取得している
□(c) ISO14001を自己宣言している
□(d) 自社独自のEMSを構築している
□(e) その他( )
○(f) 環境マネジメントシステムを構築していない。
イ アの(a)~(e) にチェックがあるときは、EMSの取得事業所の割合を記入してください
(1) 国内全事業所に占める EMS 取得事業所の割合 % 【宅配】
国内本社、事業所、直営店に占める EMS 取得事業所の割合 % 【化粧品】【コンビニ】

国内フランチャイズ店に占める EMS 取得事業所の割合% 【コンビニ】
割合算出基準は
$\bigcirc$ (a) 従業員数ベース $\bigcirc$ (b) 事業所件数ベース $\bigcirc$ (c) 生産量ベース $\bigcirc$ (d) その他
)
○(e)割合を公表していない、もしくは不明
(2) 国外全事業所に占める EMS 取得事業所の割合%(化粧品事業、宅配事業)
国外事業所、直営店に占める EMS 取得事業所の割合%_(コンビニエンスストア事業)
割合算出基準は
$\bigcirc$ (a) 従業員数ベース $\bigcirc$ (b) 事業所件数ベース $\bigcirc$ (c) 生産量ベース $\bigcirc$ (d) その他
)
○(e)割合を公表していない、もしくは不明
○(f)海外事業はない
ウ サプライチェーン、下請け企業の EMS
サプライチェーン企業、下請け企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を必須化もしくは
推奨していますか?
(1)国内の直接取引のある企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を(択一)
○(a)必須化している
必須化している場合
○(あ)認証取得を支援している
○(い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
注 支援=技術的、経費的支援。どちらかでも可
○(b)必須化してはいないが推奨している
推奨している場合
○(あ) 認証取得を支援している
○(い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
注 支援=技術的、経費的支援。どちらかでも可
○(c)必須化も推奨もしていない、もしくは不明
(2)国外の直接取引のある企業に対して環境マネジメントシステムの認証取得を(択一)
○(a)必須化している
必須化している場合
○(あ) 認証取得を支援している
○(い) 認証取得を支援していない、もしくは不明
注 支援=技術的、経費的支援。どちらかでも可

○(b)必須化してはいないが推奨している

推奨している場合

<ul><li>○(あ) 認証取得を支援して</li><li>○(い) 認証取得を支援して</li><li>注 支援=技術的、経費的支援</li><li>○(c)必須化も推奨もしていな</li><li>○(d)海外事業はない</li></ul>	ていない、もしくは不明 爱。どちらかでも可		
環境監査			
4. 環境監査を実施しています	つか		
○(a)定期的に実施している	る		
実施頻度は:内部監	查(	) 外部監査(	)
○(b)不定期に実施している	る		
○(c)実施していない、	もしくは不明		
環境法令違反など 5. 下記のような環境法令違反 ア 国内で環境関連法令違反 2015 年度 ○(a)あり 2016 年度 ○(a)あり イ 環境問題を引き起こす可 2015 年度 ○(a)あり 2016 年度 ○(a)あり ウ 国外で環境関連法令違反 2015 年度 ○(a)あり	の有無 件数( )件 件数( )件 了能性のある(あった)事故 件数( )件 件数( )件 での有無 件数( )件	<ul><li>○(b)なし ○(c)不明</li><li>○(b)なし ○(c)不明</li><li>○(b)なし ○(c)不明</li></ul>	
2016 年度 ○(a)あり	件数( )件	○(b)なし ○(c)不明	
	一般教育(e ラーニング、	いますか 集合教育を問わず。ただし単発の いるか? (a)~(c)は複数回答可	講演会で
□(b)海外で実施している			
□(c)海外には支社、事業所、	工場等がない		
○(d)カリキュラム化された環境	竟研修は実施していない、	もしくは不明。	
注エコドライブ研修はここでは	はなくもイ環境 B−6 でチェ	ックしてください	
注 EMS で義務付けられた短	豆時間の全社員対象研修	をは含みません。	
注 コンビニエンスストア業界の	の場合は、全従業員を本	社及び直営店の社員、フランチャイ	ズ店店長

と解釈してください

#### 注 新採用従業員のみを対象とした研修は除きます。

#### グリーン購入

- 7. グリーン購入についてお答えください。
- ア グリーン購入を組織的に実施していますか
- ○(a)グリーン購入ネットワークのガイドラインに則って実施している
- ○(b)独自のグリーン購入のガイドラインまたは調達基準を作成し実施している
- ○(c)独自の CSR ガイドライン、または調達基準があり、その中にグリーン購入を含んでいる
- ○(d)独自のグリーン購入(調達)方針があり、開示している
- ○(e)独自の CSR 購入(調達)方針があり、その中にグリーン購入を含んでいる
- ○(f)グリーン購入は実施していない、もしくは不明。

注 品目ごとに具体的な基準がある場合は (b) または(c)、品目ごとではなく全般的な基準、方針がある場合は(d)または(e)にチェックしてください。

#### イ 購入実績の公開

購入基準もしくはガイドラインの範疇とした購入物品・サービスに関して、その実績を把握し公開していますか

$\bigcirc$	次の手段で公開し	ている	(複数同炫可)	
( )		/ C V '(\)		

$\square$ (a)	環境報告書	CSR 汨	E 動報4	生聿笙
1 1 1 1 1		( () [ ()	5 単八 至12	$\neg$ $\rightarrow$ $\Rightarrow$

	(b)	ウェブ、	サイト(	(該当ペーシ	"URL:	)
--	-----	------	------	--------	-------	---

□(c)その他	(具体的に・		)
1 1 (した) (マンロ時	1 <del>22</del> 14 11 11 C.		,

○(d) 公開していない、もしくは不明

#### ウ 原材料のグリーン調達を実施していますか【コンビニ】 【化粧品】

- ○(a)包括的なガイドラインを定め、それに従って実施
- ○(b)部分的なガイドラインを定め、それに従って実施
- ○(c)原材料のグリーン調達は行っていない
- ○(d)業態として原材料の調達は必要ない
- ○(e)その他(
- ○(f) 公開していない、もしくは不明

注 コンビニエンスストア事業者は、PB 商品の資材(原材料)を含みます

#### 環境配慮型製品・サービスの自社基準

- 8.環境配慮型製品・サービスの自社基準を設定していますか。
  - ○(a)設定している

その達成率は売上比率で(%)

自社基準を公開していますか。

基準内容: ○(b)過去に設定していたが、ほとんどの製品が基準	
○(c)過去に設定していたが、	
○(d)設定していない、もしくは不明	の姪田(廃止した。
ない、もしくは不明	
注 環境ラベリングは、ウ消費者 B-6 でチェックして	ください その自社環境ラベルをつける
自社基準がある場合は上記にチェックしてください。	(7.00 mg ) 100日 (1.35元) 10 mg ) 10 mg
大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の環境基準	
9. 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係	る法令に基づく環境基準の適応をどのよう
にしていますか	
ア国内	
○(a) 全ての基準を遵守するとともに、一部または全ての しい基準を設定している。	基準は法律及び当該地域の条例よりも厳
○(b) 全て法律および当該地域の条例の基準どおり遵守	している。
○(c) その他(	
イ 国外	
○(a) 全ての基準を遵守するとともに、一部または全で	ての基準は当該国の基準もしくは当該地
域の基準(条例)よりも厳しい基準を設定している	
○(b) 当該国の基準か、日本の基準かどちらか厳しい基準	<b>準を採用している。</b>
○(c) 全ての当該国の基準どおり遵守している	
○(d) 国外に事業所はない	
○ (e) その他(	)
環境コミュニケーション	
10. 環境活動や環境問題に関して、環境 NGO 等のステー	ークホルダーとの双方向の意見交換会など
を開催していますか	
注 2013 年度以降に開催したものに限る	
注双方向ではないものは除く。	
注 環境 NGO を招いていないものは除く。	
注 環境NGOに限らず多様なNGO、民間団体等を招い	た意見交換会については、ここではなく
「才社会、社会貢献の設問2でチェックしてください。	
□(a) 毎年度1度以上開催している	
招聘した環境 NGO 等(	)
□(b) 毎年度でけないが開催している	

招聘した環境 NGO 等( )
□(c) (a)(b) を CSR 報告書、環境報告書で報告している
□(d) (a)(b) をウェブサイトで報告している
○(e)上記のような取り組みはない、もしくは不明
B. 気候変動・地球温暖化防止・エネルギー
温室効果ガス削減目標と実績
1. 温室効果ガスの削減についてお答えください
ア 二酸化炭素の削減目標を設定していますか。設定している場合は削減実績と達成率を当該社の
区分に従って記入してください。不明の箇所は空欄にしておいてください。
注:目標は絶対量か原単位当りかを選択してください。また区分の()内には、当該社の二酸化炭
素排出把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支
社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)
注: コンビニエンスストアの場合、店舗での目標を設定している場合は必ず記入してください
○(a) 削減目標設定あり ○(b)設定なし、もしくは不明
設定している場合は下記に(不明の箇所はブランクで)
区分 1(
最初に基準を設定した年 年 現在の基準年 年
現在の目標年 <u></u> 目標 <u>(○絶対量 or ○原単位当り ○不明)</u>
現在の基準に対する削減実績
区分 2(
最初に基準を設定した年 年 現在の基準年 年
現在の目標年 <u>年</u> 目標 <u>(○絶対量 or○原単位当り○不明)</u>
現在の基準に対する削減実績
※ 区分が3以上あるときは回答欄をコピーしてお答えください
イ 二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減目標を設定していますか
(a) 削減目標設定あり ○(b)設定なし、もしくは不明
設定している場合は下記に(不明の箇所はブランクで)
ガス名
対象にした区分 ( )
最初に基準を設定した年 年 現在の基準年 年
現在の目標年 年 目標(〇絶対量 or ○原単位当り○不明)_
現在の基準に対する削減実績

ウ スコープ3による企	業が間接的に排出するサ	プライチェーンでの GHG 排b	出量の集計の
実施状況について			
○(a) 集計している			
2015 年度		2016 年度	
(集計しているカテゴリー	-が限定されている場合、		)
○(b) 集計していない、	もしくは不明		
モーダルシフト			
2. モーダルシフトについ	てお答えください		
ア 商品の配送段階におい	いて、モーダルシフトの目	標値を設定しているか【コン	ビニ】【化粧
口。			
○ (a) 設定している (目	標値		)
○ (b) 設定していない。	もしくは不明		
イ 配送事業のモーダルシ	/フトにどのように取り組	んでいますか【宅配】	
※実績部分は全体に占め	りる比率をパーセンテージ	でご回答ください。	
□(a) 鉄道輸送への切り替	え(具体的取り組みと実績		)
□(b) 船舶輸送への切り替	え(具体的取り組みと実績		)
□(c) 自転車配送への切り	替え(具体的取り組みと実績		)
□(d) 人力配送への切り替	え(具体的取り組みと実績		)
□(e) その他(具体的取り約	且みと実績		)
○(f) このような取り組みは	たい		
再生可能エネルギー、パワ	ーシフト		
3. 再生可能エネルギーへの	関与についてお答えくださ	<b>√</b>	
ア 再生可能エネルギー利	活用を促進する方針、指針等	等を明文化して公表しているか	
○(a)明文化し公表している	。 ○(b) 明文化していない、	または公表していない、もしくは	は不明
イ 再生可能エネルギーの	首1日堙を設守していまする	`	
(a) 設定している (b) i			
	文化していない、もしいは小り	1	
ウ 国内及び海外の本社、	支社、研究所、事業所、工場	景、店舗、保有地等おいて次の	ような再生可
能エネルギー設備を導入し	ていますか?注:廃棄物発	電、廃棄物を使ったコジェネレ	ーション等は
含みません。(複数回答可)			
□ (a) 太陽光発電	設置サイト数	総設置設備容量	
□ (b) 風力発電	設置サイト数	総設置設備容量	
□ (c) バイオマス利用	設置サイト数	総設置設備容量	

	総設置熱利用(k	cal)
□ (d) 小型及びマイク	口水力発電	
	設置サイト数	総設置設備発電容量
□ (e) 地熱発電	設置サイト数	総設置設備容量
□ (f) 太陽熱利用	設置サイト数	総設置熱利用
□ (g) その他の再生可	「能エネルギー(具体的に	<u> </u>
エ メガワットソーラー、	風力発電、バイオマス発	電等の大規模な再生可能エネルギー発電設備設置
に取り組んでいる場合、	地元貢献方針等を明文	化し、実施していますか
○大規模な再エネ設備	iを設置している ○大規	模な再エネ設備を設置していない
設置している場合は下	記に(不明の箇所はブラン	/クで)
□(a)地元貢献方針等	を明文化している	
□(b)地元貢献方針等	に従って実施した事例が	<b>ある。</b>
□(c)地元貢献方針等	を明文化していない	
□(d)地元貢献方針等	を明文化していないが、:	地元貢献をした事例がある
□(e)自社方針はない	が、設置した自治体からの	の要請を受けて地元貢献をした事例がある
○(f)このような、取り組	lみは実施していない。も	しくは不明
注 地元とは、設置した	:市町村を指す。ただしナ	て規模な施設で近隣自治体と隣接した地域に設置さ
れた場合は、その近隣	自治体を含む。	
オ 購入している電力の	の購入先を、再生可能エ	ネルギーを重視して変更(パワーシフト)しています
か?		
□(a)全社で、再生可能	ヒエネルギーの割合の高	い電力事業者に変更した
(購入先 )	(購入開始年月	)
□(b)一部の事業所で	、再生可能エネルギーの	割合の高い電力事業者に変更した
(購入先 )	(購入開始年月	)
○(c)このような、取り組	lみは実施していない。も	しくは不明
脱原子力と脱石炭火力	1	
4. 原子力発電、石炭火	く力への方針、関与につ	いてお答えください。
マーク共口で照直フォ	またけ 原フカに伝去し	おい士社笠な明立ル』 小主』でいるか

- ア 企業として脱原子力または、原子力に依存しない方針等を明文化し、公表しているか
- ○(a) 明文化し公表している ○(b) 明文化していない、もしくは不明
- イ 資産運用方針として、原子力発電に直接関与している事業者への投資(株式、社債等)を控える、 引き上げていくという内容を定めているか
  - ○(a) 方針を定めている ○(b) 方針を定めていない、もしくは不明

- ウ 資産運用方針として、石炭火力発電に直接関与している事業者への投資(株式、社債等) を控える、引き上げていくという内容を定めていますか
  - ○(a)方針を定めている ○(b)方針を定めていない、もしくは不明

#### パリ協定

- 5. 企業として、パリ協定を積極的に支持する、賛同することを発表していますか
- ○(a)文書、ウェブサイト、記者会見等で発表している。○(b)発表していない、もしくは不 明

環境対応車の導入 エコドライブ		
6. 環境対応車の導入とエコドライブ等の取り組みをお答えください	【宅配】【コ、	ンビニ】
□(a) 天然ガストラックを導入している(導入台数 台 導	入率	%)
□(b) ハイブリッドトラックを導入している(導入台数 台	導入率	%)
□(c) EV 車を導入している(導入台数 台)		
□(d) エコドライブ研修を全ドライバーに義務付けている		
□(e) 荷物の積み下ろし時のアイドリングストップを完全実施してい	る。	
□(f) その他(具体的に		)
○(g) いいえ、このような取り組みはしていません。		
注 コンビニエンスストア事業者の場合は、本社、配送事業所等が直	接運営する	配送車及び
当該コンビニエンスチェーン専用に委託している配送車に限る		
店舗での省エネ		
7. 店舗での省エネルギーのため、次のような取り組みをしていますか	か【コンビニ	<u>.</u> ]

#### C ごみ削減の取り組み

□(e) その他(具体的に

#### 3 R の推進の位置づけ

- 1. 環境方針もしくは環境行動計画等において、省資源、廃棄物の削減を明記していますか?
- ○(a) 3 R の推進と、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を明記している

□(a)希望する店舗では24時間営業をとりやめている(実施店舗数

□(c)冷蔵ケース、冷凍ケースの脱フロン化を進めている(実施店舗率

□(b)店内照明、店頭看板、サインボール等の LED 化を進めている(実施店舗率

)

)

)

○(b)省資源、廃棄物削減について明記している

□(d)店内照明器具を削減している(具体的方法

○(f) いいえ、このような取り組みはしていません。

○(c) 明記していない、もしくは不明

#### 廃棄物削減目標と実績

2. 廃棄物の削減目標を設定していますか?設定している場合は、削減実績(達成率)を当該社の区分に従って記入してください。

注:目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の()内には、当該社の廃棄物把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)。不明の箇所は空欄にしておいてください。

)

○(a)削減目標を設定している

区分1(

	最初に基準を設	:定した年	年	現在の基準年	年		
	現在の目標年_	年					
	削減目標			(○絶	対量 or○原単	位当り○不明)_	
	現在の基準に対	する削減実績	漬			<u> </u>	
	区分2(			)			
	最初に基準を設	:定した年	年	現在の基準年	— 年		
	現在の目標年_	年					
	削減目標			(○絶	対量 or○原単	位当り○不明)_	
	現在の基準に対	する削減実績	漬			<u> </u>	
	注:区分が3以上	あるときは[	回答欄をコ	ピーしてお答え	ください		
0	(b) 設定なし、も1	しくは不明					
ゼ	ロエミッション、	リサイクル	率				
3.	ゼロエミッション	、リサイク	ルの取り糺	且みについてお	答えください		
ア	企業として、ゼ	ロエミッシ	ョン(製品	の生産、販売、	、流通、消費の	)過程で、再利用を徹	底
	することにより	、最終的に	廃棄物を一	ゼロにしようと	:する考え方)の	)目標を設定していま	す
	カシ?						
0	(a) 企業として	.ゼロエミッ	ションの	目標設定をして	いる		
	ゼロエミッション	の定義					
	ゼロエミッショ	ンの目標を記	設定してい	<b>\る事業所等を</b>	チェックして	ください。また、ゼロ	エ
	ミッションを達	成した拠点	数はいくつ	つありますか?			
	□(あ)生産拠点	・工場	達成した	を拠点数			
	□(い)本社・事	業所・営業所	折 這	達成した拠点数	· 		
	□(う)販売拠点	・店舗	達成した	と拠点数	<u>—</u>		
	□(え)その他(	•		)	達成した拠点数	数	
0	(b) ゼロエミッ	ションの宣言	言、目標認	<b>没定をしていな</b>	1		
	注:エネルギーの†	ゼロエミッシ	ョンは除	<			

イ 企業として、リサイクル率の目標を設定していますか?
○ (a) 企業全社としてリサイクル率の目標を設定している
基準年年 目標年年 リサイクル率目標
○ (b) 次の各区分でリサイクル率の目標を設定している。
□(あ)生産拠点・工場 国内/全工場数 海外/全工場数
リサイクル率目標
□(い)本社・事業所・営業所 <u>/</u> <u>全事業所</u>
リサイクル率目標
□(う)販売拠点・店舗 <u>/</u> <u>全店舗</u>
リサイクル率目標
□(え)その他()/ <u></u>
リサイクル率目標
注:区分が(あ)(い)(う)に合わないときは(え)をコピーして記入しください。
○ (c) 設定していない、もしくは不明
容器・包装の削減の取り組み
4. 容器包装の削減についてお答えください
ア【コンビニ】【化粧品】商品のリサイクル以外の容器包装の削減目標を設定し、削減を実施
していますか?
○(a)削減目標を設定している
具体的な削減の内容
設定している場合は下記に(不明の箇所はブランクで)
最初に基準を設定した年年 現在の基準年年
現在の目標年年 目標(絶対量 or 原単位当り)_
現在の基準に対する削減実績
○(b)設定なし、もしくは不明
イ【コンビニ】【化粧品】商品のリサイクル以外の容器包装の削減で具体的な取り組みがあり、
ウェブサイト、環境 CSR 報告書等で公表していますか?
□(a)商品の過剰包装削減、無包装に取り組んでいる
(あ)(い)どちらかにチェックしてください
○(あ)実績を公表している ○(い)実績は公表していない、もしくは不明
□(b)商品の容器・包装の軽量化に取り組んでいる
(あ)(い)どちらかにチェックしてください
○(あ)実績を公表している ○(い)実績は公表していない、もしくは不明
○(c) 具体的な取り組みはしていない、もしくは不明

ウ【コンビニ】店舗での消費者への提供段階において、リサイクル以外の容器包装の削減を実
施していますか?
注:削減に取り組んでいても、実績の公表がない場合は(a)(b)にチェックしないでください。
□(a) レジ袋の削減に取り組んでいる
(具体的な取り組み方法 )
取り組んでいる場合、実績を次の数値で公表していたらチェックしてください
□(あ)辞退率もしくは使用率(推移)
□(い)基準年に対する削減率
□(う)その他( )
□(b) その場で提供する飲食物の販売における容器包装の削減に取り組んでいる
(具体的な取り組み方法 )
取り組んでいる場合、実績を次の数値で公表していたらチェックしてください
□(あ)基準年に対する削減率 □(い)その他 ( )
○(c) 上記のような削減とその実績公表について具体的な取り組みはしていない、もしくは不
明
エ 配送用梱包材、展示用品の削減で具体的な取り組みがあり、ウェブサイト、環境 CSR 報告
書等で公表していますか?
□(a)梱包材・展示用品の削減または軽量化の実施
○(あ)実施して数値を公表している ○(い)数値は公表していない、もしくは不明
□ (b) 梱包材・展示用品のリユース (再使用)
○(あ)実施して数値を公表している ○(い)数値は公表していない、もしくは不明
□(c) 梱包材・展示用品のリサイクル(再資源化)
○(あ)実施して数値を公表している ○(い)数値は公表していない、もしくは不明
○(d) 具体的な取り組みはしていない、もしくは不明
食品ロスの削減と食品リサイクルの取り組み
5. 【コンビニ】 食品ロスの削減と食品リサイクルの取り組みについてお答えください
ア 商品の仕入れ、店舗への納品段階において、食品ロス削減の取り組みを実施しています
か?(3分の1ルールの見直し、発注精度の向上、輸送・保管時の品質管理等)
<ul><li>○(a) 実施している 具体的内容 ()</li><li>○(b) 実施していない、もしくは不明</li></ul>
(b) 実施していない、もしくは小り
イ 店舗での販売段階における食品ロス削減の取り組みを実施していますか?
(販売期限に近い商品の値下げ販売等)
○(a) 実施している   具体的内容()

ウ 売れ残り商品を資源として循環利用していますか?
○(a) 実施している 具体的内容 ()
○(b) 実施していない、もしくは不明
D 生物多様性の尊重 遺伝子組み換え 森林と海洋の保全
生物多様性、自然環境保全の方針、影響把握、行動計画の策定、実践
1. 生物多様性を尊重するために次のような内容がある指針、方針、ガイドライン、行動計画等
を策定していますか。
注:社会貢献事業で生物多様性にかかわるものに取り組んでいても、企業活動そのものに対す
る指針、方針、行動計画、ガイドラインではないものを除きます。社会貢献事業としての生物
多様性に関するものは5でチェックしてください。
□ (a) 事業活動のあらゆる過程において、絶滅の恐れのある野生生物種の生存を脅かさない指
針、方針等がある。
□ (b) 事業活動のあらゆる過程において、絶滅の恐れのある野生生物種の生存を脅かさない具
体的な行動計画がある。
□ (c) 事業活動のあらゆる過程において、多様な生物種の存在の基盤となっている森林、草原、
海洋、サンゴ礁、河川等の自然環境の破壊、地域特性の喪失、改変を招かない指針、方針等が
ある。
□ (d) 事業活動のあらゆる過程において、多様な生物種の存在の基盤となっている森林、草原、
海洋、サンゴ礁、河川等の自然環境の破壊、地域特性の喪失、改変を招かない具体的な行動計
画がある。
□ (e) 違法伐採木材の使用禁止方針等を明文化している。
□ (f) 事業活動による生物多様性への影響について把握している。
□ (g) その他生物多様性の尊重について、次のような指針、方針、計画等がある。
指針、方針、計画等の名称( )
注: CSR購入 (調達) ガイドラインや方針、グリーン購入ガイドラインや方針に野生生物の
保全、生物多様性の保全が明記されている場合は、ここではなくア持続可能な開発(社会)の
E-1 イでチェックしてください。

#### サプライチェーンへの適用、要請

○(b) 実施していない、もしくは不明

- 2. 1に回答した指針、方針、行動計画等は、サプライチェーンにも適用、要請するものになっていますか?
- ○(あ) サプライチェーンにも適用、要請するものになっている
- ○(い) サプライチェーンには適用していない、もしくは不明

#### 生物多様性保全活動

3 生物多様性の保全、その土地の本来の自然再生と保全、海洋の保全等に関して、実施してい
る具体的な活動事例、主なものを3つ記入してください。
注:原水保全が主目的である森林保全活動は、ここではなく「F水」でチェックしてください。
活動1)内容
活動 1)について下記に該当する場合はチェックしてください
□(a)主体的に実施している。
実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか
<ul><li>○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明</li></ul>
□(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。
NGO·民間団体名( )
$\square$ (c)この活動は D-1 の(a) $\sim$ (d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである
該当する指針、方針、行動計画等□(a) □(b) □ (c) □(d)
活動 2)内容
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。 実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。 実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください  □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか  ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明  □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください  □(a)主体的に実施している。     実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか  ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明  □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。     NGO・民間団体名 ( )
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください  □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか  ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明  □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。  NGO・民間団体名 ( ) )  □(c)この活動は D-1 の(a)~(d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください  □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか  ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明  □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。  NGO・民間団体名 ( ) )  □(c)この活動は D-1 の(a)~(d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明 □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。  NGO・民間団体名 ( ) □(c)この活動は D-1 の(a)~(d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである  該当する指針、方針、行動計画等□(a) □(b) □ (c) □(d)
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明 □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。  NGO・民間団体名 ( ) □(c)この活動は D-1 の(a)~(d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである  該当する指針、方針、行動計画等□(a) □(b) □ (c) □(d)
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。  実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明 □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。  NGO・民間団体名 ( ) □(c)この活動は D-1 の(a)~(d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである  該当する指針、方針、行動計画等□(a) □(b) □ (c) □(d)
活動 2)について下記に該当する場合はチェックしてください □(a)主体的に実施している。 実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか ○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明 □(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。 NGO・民間団体名 ( ) □(c)この活動は D-1 の(a)~(d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである 該当する指針、方針、行動計画等□(a) □(b) □ (c) □(d) 活動 3) 内容

実施されている場合、環境 NGO・民間団体との連携はありますか	
<ul><li>○(あ)ある NGO・民間団体名 ( ) ○(い)ない、もしくは不明</li></ul>	月
□(b)NGO・民間団体が実施している活動に参加しているものである。	
NGO・民間団体名(	
$\square$ (c)この活動は D-1 の(a) $\sim$ (d)の指針、方針、行動計画等に基づくものである	
該当する指針、方針、行動計画等□(a) □(b) □ (c) □(d)	
抗議活動	
4. 国内外で自然環境破壊や生物多様性破壊に関して、住民や環境NGOから抗議運動、	豆対運
動等を起こされている事例がありますか。	
○(a)2010 年以降、環境 NGO のウェブサイトでの指摘、抗議、マスメディア報道等が7	なされ
た事例、住民からの抗議を受けた事例がある。	
○(b)上記のような事例はない	
○(c)不明	
遺伝子組み換え	
5 製品の原材料として遺伝子組み換え作物(産品)、加工品の使用、不使用について方針で	が明文
化していますか。【コンビニ】【化粧品】	
○(a)遺伝子組み換え作物、加工品とも使用しない方針が明文化されている	
○(b)遺伝子組み換え作物を使用しない方針が明文化されているが、加工品については不	明
○(c)遺伝子組み換え作物、加工品の使用についての方針が明文化されている	
○(d)遺伝子組み換え作物、加工品についての方針がない、もしくは不明。	
注: コンビニエンスストアは PB 商品についてお答えください。	
認証製品	
6 MSC 認証、FSC 認証、レインフォレストアライアンス、RSPO 認証等を受けた製品	品があ
りますか。	
□(a)MSC 認証【コンビニ】製品名	
(	)
□(b)FSC 認証製品・サービス名	
(	)
□(c)レインフォレストアライアンス【コンビニ】【化粧品】 製品名(	)
□(d)RSPO 認証【コンビニ】【化粧品】製品名	
(	)
□(e)その他の環境認証製品・サービス 認証名称	
(	)
製品・サービス名(	)

○(f)上記のような認証製品はない

注: コンビニエンスストアは PB 商品についてお答えください。

## E 化学物質・食の安全

農薬・	ル学	田米に
<b>□</b> □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	ır∵∓∸	ルニオギ

辰来···山于加州
1. 製品の原材料として用いる農作物の生産過程において、農薬・化学肥料の使用を削減・規制する
下記の取り組みをしていますか【コンビニ】【化粧品】
□(a)農薬、化学肥料を削減した生産者から優先的に購入する方針、計画等がある
□(b)ネオニコチノイド系農薬を用いている生産者から購入しない方針、計画等がある
□(c)有機農産物を優先的に使用することを明文化した方針、計画等がある
□(d)農薬や化学肥料の低減や有機農作物の使用を推進するための取り組み等がある
取り組み名
○(e)上記のような方針、計画等はない
添加物、化学物質、環境ホルモン、マイクロプラスチックなど
2. 添加物、化学物質、環境ホルモン、マイクロプラスチックなどの使用削減についてお答えください
ア 食品に下記のような化学合成した食品添加物、環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)を使用し
ない方針、計画等がありますか【コンビニ】
□(a)全ての化学合成した食品添加物を使用しない方針、計画等がある
□(b)保存料を使用しない方針、計画等がある
□(c)着色料を使用しない方針、計画等がある
□(d)特定の化学合成添加物を使用しない方針、計画等がある
対象となる特定の化学合成添加物
□(e)環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)と指摘されている化学物質を使用しない方針、計画等が
ある
□(f)化学合成した食品添加物(保存料、着色料を含む)、環境ホルモンを低減するための取り組み等
がある
取り組み内容
○(g)上記のような方針等はない
イ 化粧品に下記のような化学物質環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)を使用しない方針、計画
等がありますか【化粧品】
□(a)人工的に合成された化学物質を使用しない方針、計画等がある
□(b)防腐剤を使用しない方針、計画等がある
□(c)タール色素を使用しない方針、計画等がある
□(d)化粧品に関する厚生省の旧表示指定成分を使用しない方針、計画等がある

□(e)特定の人工的に合成された化学物質を使用しない方針、計画等がある
対象となる特定の化学物質
□(f)環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質)と指摘されている化学物質を使用しない方針、計画等が
ある
□(g) 人工的に合成された化学物質(防腐剤、着色料を含む)、環境ホルモンを低減するための取り
組み等がある
取り組み内容
○(h)上記のような方針等はない
ウ 製品にマイクロプラスチック・マイクロプラスチックビーズを使用しない方針、計画等がありますか 【化粧品】
□(a) マイクロプラスチック・マイクロプラスチックビーズを使用しない方針、計画等がある
□(b) マイクロプラスチック・マイクロプラスチックビーズを低減するための取り組み等がある
取り組み名
○(c)上記のような方針、取り組み等はない
有害大気汚染ガスの抑制【宅配】
3. 事業活動で生じる有害大気汚染ガスの発生を、法規制の基準を超えて抑制する方針や計画、取り
組み等がありますか
注:従来の法律の基準より厳しく、上乗せ・横出しした基準をもとにした方針や計画、取り組み等がある
場合に(a)(b)にチェックしてください
□(a) 方針、計画等がある 方針、計画等の名称
□(b) 取り組み等がある 取り組み内容
〇(c)上記の方針等や取り組み等はない
製品展開
4. 製品展開についてお答えください。
ア 下記のような製品の製造販売をしていますか【コンビニ】【化粧品】
□ (a) 有機農産物原料を用いた製品【化粧品】
製品名
製品名
□ (c) 有機、オーガニックの NB 食料品の販売【コンビニ】
製品名
□ (d) 人工的に合成された化学物質を一切使用していない製品【化粧品】
製品名

製品名
○ (f) 上記のような製品の製造・販売はしていない。もしくは不明
イ アの設問であてはまる商品があった場合に回答をお願いします【化粧品】 有機農産物原料の使用や合成された化学物質の不使用を製品に表示(オーガニック、有機、ノング
ミカル、自然由来、添加物不使用など)する際に、表示の基準を設けていますか
○(a)設けている
表示と表示基準
表示と表示基準
表示と表示基準
表示と表示基準
○(b) 表示に関して基準は設けていない
○(c) 上記のような表示は行っていない
F 水 水使用量の削減 1. 水使用量の削減についてお答えください。 ア 水の使用量の削減目標を設定していますか。また、使用実績、目標達成状況等を公開していますか。
ていますか。
○(a)削減目標を設定し、使用量実績、目標達成状況等を公開している。
○(b)削減目標は設定していないが、使用量の実績を公開している。
○(c)削減目標を設定していない、使用量実績を公開していない、もしくは不明
イ 削減目標を設定している場合は削減実績と達成率を当該社の区分に従って記入してください。 注:目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の( )内には、当該社の廃棄物把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、国内生産拠点及び
本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス、事業総量等)。
不明の箇所は空欄にしておいてください。
区分1(
最初に基準を設定した年年 現在の基準年年
現在の目標年年 目標(○絶対量 or ○原単位当り○不明)_
現在の基準に対する削減実績
最初の基準に対する削減実績
区分 2 (
最初に基準を設定した年年 現在の基準年年
現在の目標年 <u>年</u> 目標 <u>(○絶対量 or○原単位当り○不明)</u>

現在の基準に対する削減実績	
最初の基準に対する削減実績	
※ 区分が3以上あるときは別紙でお答えください	
ウ 水の使用量の削減、管理をするためにどのような取り組みをしていま	ナか
	9 1130
1)以下のような取り組みを行っていますか? (複数回答可)	\
□ (a) 中水の利活用、水の再使用を行っている(具体的に:	)
□ (b) 浄水処理した再生水の利活用を行っている(具体的に:	)
□ (c) 雨水の利活用を行っている(具体的に:	)
□ (d) 水の使用量の内訳を水源ごとに調査、公開している(具体的に:	)
2) その他具体的な取り組みがありましたら記述してください。	
→ 府江奥 ○ Pナル	
水質汚濁の防止	
2. 水質汚濁防止についてお答え下さい	ナナルの
ア 水質汚濁物質の排出削減のために目標を設定し、実績を公開していい	x 9 1/1?
○(a)法令基準以上の自社基準を設定し、実績を公開している。 ○(1)社会順立な日標 b.l. 実績な公開している。	
○(b)法令順守を目標とし、実績を公開している。	
○(c)目標を設定していない、実績を公開していない、もしくは不明	
イ アで(a)にチェックのある場合は削減実績と達成率を当該社の区分に	分。アコユニ アノ
イー	促って記べしてく
	) 内沙斗 坐款为
注:目標は絶対量か原単位当りか選択してください。また区分の( の廃棄物把握区分をご記入ください(例 国内生産拠点、海外生産拠点、	
本社・支社等、国内全店舗、国内全直営店舗、国内本社・支社等オフィス	、 争耒総里守/。
不明の箇所は空欄にしておいてください。	`
	)
最初に基準を設定した年 年 現在の基準年 年	(
現在の目標年年 目標(物質ごとに)	(○絶対量 or○
原単位当り○不明)	
現在の基準に対する削減実績	
最初の基準に対する削減実績	
区分 2(	)
最初に基準を設定した年年 現在の基準年年	
現在の目標年年 目標(物質ごとに)	(○絶対量 or○
原単位当り○不明)_	
現在の基準に対する削減実績	

最初の基準に対する削減実績
※ 区分が3以上あるときは別紙でお答えください
ウ 水質汚濁物質を削減するための具体的な取り組みを記入してください。
1)
2)
2)
原水保全、水資源確保
3 原水保全、水資源確保のための事業、活動をしていますか? (複数回答可)
注: 森林保全や回復を主目的とする事業はここではなく、D-5 生物多様性保全活動でチェックし
てください。
□(a)原水涵養のため森林の保全活動に主体的に取り組んでいる(カ所)
□(b)原水涵養のため田植えなどの農作業を行ったり、水田等への水張りなどの活動に主体
的に取り組んでいる(カ所)
□(c)雨水の地下浸透を行っている
□(d)その他次のような原水保全、水資源確保活動を主体的に実施している
(具体的に:)
□ (e) 上記(a)(b)の活動を NGO・民間団体と協働して取り組んでいる
協働している NGO・民間団体名
注: 資金提供のみのものは含まない。資金提供は、ここではなく「社会・社会貢献 <b>)</b> 」でチェッ
クしてください。
□ (f) NGO、民間団体が実施している森林の原水保全、水資源確保活動に参加している。
参加している場合 主催 NGO・民間団体名
ックしてください。

## ウ 消費者

#### A 理念、ガバナンス、職員研修

#### 「消費者の利益」に関する理念

1. 企業・経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョンの中で、「消費者の利益」をどのように 位置づけていますか。

注;	理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合	合は、a~c
	にチェックしない。	
	(a)企業・経営理念の重要なコンセプトとして「消費者の利益」を本文に明記し	ている
	(b)企業・経営理念の中で一部分「消費者の利益」について明記している	
	(c)消費者・顧客方針の中に「消費者の利益」を明記している	
0	(d)上記のような位置づけはしていない、もしくは不明	
消費者	対応部 <del>署</del>	
2. 消費	者対応部署を設置していますか。	
	(a) 専任部署がある (部署名	)
	(b)兼任部署が担当している(部署名	)
0	(c)設置していない、もしくは不明	
消費者	安全等に関する管理体制	
3. 消費	者安全等に関する管理体制についてお答えください。	
アド	商品・サービスの品質や安全性・安全体制に関する部署を設置していますか。	
	(a) 専任部署がある (部署名	)
	(b)他の部署が担当している(部署名	)
0	(c)設置していない、もしくは不明	
イギ	肖費者の安全、利益を損なう事態が発生した場合の緊急対応(被害の拡大防」	上と被害者救済
	等)、原因究明、再発防止、消費者への情報発信等の体制整備はありますか。	ı
	(a) 基本的な体制として関連部署を横断する対応チーム等を設置している	
	(b) 関連部署横断対応チーム等が、問題発生時に即応して設置されるように	なっている
	(c)緊急対応も既存の部署で担当することになっている	
0	(d)このような対応はしていない、もしくは不明	
職員研	修、資格取得	
4. 消費	者の利益に関するテーマで従業員研修が行われていますか。	
注	; 2013年度以降に実施しているものに限る。マーケティング研修は含まない。	
	(a)カリキュラム化された消費者教育を実施している(eラーニング、集合教育	を問わない)
	○ 全従業員が対象	
	○ 一部の部署など、一部の従業員が対象(対象の範囲:	)
	○ 希望者のみが対象	
	(b) 単発の講演・研修会を実施している	
	(c)上記(a)(b)の研修に、消費者団体やNPO、NGOから講師を招いている	
	(d)従業員に消費生活相談に関する専門資格の取得を奨励している	
$\circ$	(e)上記のような研修または資格取得の奨励は実施していない、もしくは不明	

## B 消費者への情報提供

評值	`∰•	改	恙.	委	昌	슺	簭
нии	щ	4	_	<b>~</b> .	⇁	$\rightarrow$	7

1.	消貨	<b>賃者への適切な情報提供を行っために下記のよっな取り組みがありますか</b>	
		(a) 社内に多様な部署からなる横断的な評価委員会等を設けている	
		(b)外部の有識者等を入れた評価委員会等を設けている	
		○上記の有識者等の中には、消費者団体やNPO、NGOが入っている	
		(c)消費者団体や NPO、NGO 等の声に基づいて評価する仕組みを設けている	
		(d)評価委員会等で取りまとめられた意見は、適宜一般消費者に公表している	
		(e)上記以外の方法で、消費者への情報提供に取り組んでいる	
		(	)
	$\circ$	(f) そのような取り組みはない、もしくは不明	
情	報携	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2.	消費	者へわかりやすい情報を提供するための基準を設けていますか。	
	$\circ$	(a) 業界の自主基準に従っている	
	$\circ$	(b)業界の自主基準を上回る独自の情報提供基準を設けている	
		○上記基準には消費者団体や NPO、NGO 等の声を反映させている	
	$\bigcirc$	(c)その他の基準を採用している	
		(	)
	$\bigcirc$	(d) そのような基準はない、もしくは不明	
広台	<del></del>	<b>表示の基準</b> (CSR 視点含む)	
3.	自社	広告の評価・運用について次のような取り組みをしていますか	
		(a) 社内役員や社員で構成される広告評価委員会等を設けて評価・運用している	1
		(b)外部の識者等を入れた広告評価委員会等を設けて評価・運用している	
		○上記の広告評価委員会等には消費者や消費者団体、NPO、NGO が入って	ている
		(c)広告・広報等の専任の部署が評価・運用している	
		(d)上記以外、業界による広告基準のほかに、CSR 視点から独自の自社広告基	準を設けて
		評価・運用している	
		(e) その他 (	)
	$\bigcirc$	(f) そのような取り組みはない	

#### 業態ごとの表示等に関する取り組み

#### 商品・サービスのパッケージや取扱説明等へのユニバーサルデザインの導入

4. 商品やサービスのパッケージや取扱説明書等について、消費者へのわかりやすさや多様性に

配慮するための指針を作成し取り組んでいますか(UD、多言語、ピクトグラム、点字等)。	
○ (a) 指針を作成し公開しており、下記の取り組みがある	
下記の取り組みがある商品・サービスの種類や名称	
(	)
□ (ア)UD フォントの使用	
□ (イ)カラーユニバーサルデザインの使用	
□ (ウ)日本語以外の言語併記	
□ (エ)言語に依存しないピクトグラムの使用	
□ (オ)点字での表記	
□ (カ)その他(	)
○ (b)指針は作成していない、または公開していない、もしくは不明だが下記の取り組み	<b>みがなさ</b>
れている	
下記の取り組みがある商品・サービスの種類や名称	
(	)
□ (ア)UD フォントの使用	
□ (イ)カラーユニバーサルデザインの使用	
□ (ウ)日本語以外の言語併記	
□ (エ)言語に依存しないピクトグラムの使用	
□ (オ)点字での表記	
□ (カ)その他(	)
○ (c)指針は作成していない、または公開していない、もしくは不明で、上記(ア)~(オ)	のような
取り組みはない	
5. 消費者向けに表示等に関して下記の取り組みをしていますか。	
ア PB 商品や店舗づくりで消費者向けに下記の表示などの取り組みをしていますか 【コン	/ビニ】
□ (a)PB 商品のアレルゲン表示は、特定原材料7品目に加え推奨 20 品目までを含めま	長示して
いる	
□ (b)PB 商品には菜食主義や宗教戒律による食規制にまで配慮した食材成分を表示し	している
□ (c)PB 商品で使用している特定原材料について、原材料表示枠とは別枠で目立つ。	よう強調
文字を用い表示している	
□ (d)PB 商品には、使用後の包装容器、余剰内容物の廃棄に関して適切に処理で	ぎきるた
めの情報が表記されている。	
□ (e)PB 商品のパッケージに Leaping Bunny、Caring consumer、CCF Rabbit のマークが	ぶ記載さ
れている	
□ (f)店舗の基本設計では、ユニバーサルデザインを導入している	
(取り入れている点: )	
○ (g)上記のような取り組みはない、もしくは不明	

イ.消	費者向けに下記の表示等の取り組みをしていますか【化粧品】
	(a) 含有している全成分の情報をパッケージや商品説明書に表示している
	(b)廃棄に関する安全上の注意喚起等の啓発をしている
	(c)化粧品パッケージに Leaping Bunny、Caring consumer、CCF Rabbit のマークが記載され
	ている
	(d)化粧品のパッケージに動物実験を行なっていないことを明記している
	(e) その他(具体的に: )
0	(f)上記のような取り組みはない、もしくは不明
ウ. 消費	貴者向けに下記の表示等の取り組みをしていますか。【宅配】
	(a)消費者に宅配便再配達削減を促す情報提供を している
	(b) 起こりうる間違い(誤配・解凍の危機等) についての説明や避けるための情報を明記している
	(c) その他(具体的に: )
0	(d)上記のような取り組みはない、もしくは不明
ウェブサ	ナイトの活用
6. 蘑	f品・サービスの選択や使用に役立つ情報について、消費者に対しウェブサイトを用いた下記
のよう	な取り組みを行っていますか。
	(a) 安全に関する情報を、広くかつ分かり易く説明している
	(b) 環境影響に関する情報を、広くかつわかりやすく説明している
	(c)公正、人権等の「社会」に関する情報を、広くかつわかりやすく説明している
	(d)消費者からの改善提言等への対応について、その経緯も含め公表している
	(e)消費者の行動が、社会・環境等に与える影響について情報提供している
	(f)ウェブサイトは、多言語対応をしている(カ国語)
	(g)ウェブサイトは、アクセシビリティを確保するため、社内や外部の基準に沿って作成してい
	3
	(h)ウェブサイトは、スマートフォン対応をしている
	(i)消費者からの問合せ先等について、分かりやすくトップページに表示・説明している
	(j) 音声による情報提供をしている
0	(k)上記のような取り組みはない、もしくは不明
環境ライ	<b>ミル</b>

7.環境ラベルによって消費者への訴求を行っていますか。【コンビニ】【化粧品】

注 コンビニは PB 商品に限る

ア 環境ラベルの取り組みについて

		(a) エコマークなど第三者審査を	受けたタイプ I 環境ラベルによって環境情報を開示
		(b) 自社独自基準による環境ラヘ	シルタイプⅡで環境情報を開示
		(c)ISO14020でのタイプ <b>Ⅲ</b> 型弱	境ラベルで、全工程における環境負荷を定量的に開示
		(d) その他 (	)
	$\bigcirc$	(e)環境ラベルをつけるような製品	るを出していない
	$\bigcirc$	(f)特に取り組みは行っていない	
イ.	上記	環境ラベリングを行っている製品・	サービスの、全製品・サービスに占める割合(概数)
		(a)タイプ I エコマークなど	%
		(b)タイプⅡ自社独自ラベル	%
		(c)タイプ <b>Ⅲ</b> ラベル	%
グリ	ーン	ウォッシュ、ブルーウォッシュの防	止とより良いコミュニケーション
注	È;	グリーンウォッシュとは、環境の取り	組みで消費者に優良誤認をあたえる危険性のある表示、
	広台	告等。ブルーウォッシュとは、社会	倫理・人権等の取り組みで消費者に優良誤認をあたえる危
	険怕	性のある表示、広告等。	
8.	グリー	ーンウォッシュ防止のための社内体	
		(a)関係する部門の横断的体制を	
		(b) 防止のためのガイドラインがあ	
		(c)防止のため、広告表示のチェ	
			SR 報告書などについてチェックシステムを設けている
		(e)防止のため、NGO や消費者	団体との協働を行なっている
		(f)関連部門を対象とした防止の	ための研修を行なっている
		(g)全社員を対象とした防止のた	めの研修を行っている(eラーニングを含む)
		(h)バリューチェーン全体で防止に	取り組んでいる
		(i)防止のため、広告会社、メディ	ア等と連携している
	$\bigcirc$	(j)上記のような取り組みはない、	もしくは不明
9.	ブノ	ルーウォッシュ防止のための社内化	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(a)関係する部門の横断的体制を	
		(b) 防止のためのガイドラインがあ	53
		(c)防止のため、広告表示のチェ	ックシステムを設けている
		(d)防止のため、環境報告書、CS	SR 報告書などについてチェックシステムを設けている
		(e)防止のため、NGO や消費者	団体との協働を行なっている
		(f) 関連部門を対象とした防止の	ための研修を行なっている
		(g)全社員対象とした防止のため	の研修を行っている(eラーニングを含む)
		(h)バリューチェーン全体で防止	に取り組んでいる
		(i)防止のため広告会社、メディブ	で等と連携している
	$\bigcirc$	(j)上記のような取り組みはない、	もしくは不明

### C 消費者の意見の反映

#### 消費者相談への対応

1.	. 消	費者からの疑問や質問、相談に素早く答えるための取り組みと、その	内容が社内で共有・反
映	ささ	1る仕組みがありますか。	
		(a)よくある質問と回答については、「Q&A」を作成し公開している	
		(b)よくある改善提案については、提案内容とともに改善結果を分かり。	易く公開している
		(c)お客様相談センターなどは、平日は日中だけではなく夜間にも対成	<b></b> 立している
		(d)お客様相談センターなどは、休日にも対応している	
		(e)お客様相談センターなどは、休日の夜間にも対応している	
		(f)日本国内のお客様相談センターなどで日本語以外の言語にも対応	にている
		(g)電話、FAX だけではなくメールでも相談を受け付けている	
		(h)担当社員には消費生活相談に関する専門資格の取得を奨励して	いる
		(i)お客様相談センターなどに寄せられた消費者の意見、苦情が、事	業部門に適切に反映さ
		れるための仕組みがある	
		(j)お客様相談センターなどに寄せられた消費者の意見、苦情が、紹	Z営者会議等に適切に
		反映されるための仕組みがある	
		(k)寄せられた改善提案に対して、その後の対応を公表している	
		(1) その他 (	)
	$\bigcirc$	(m)上記のような取り組みはない、もしくは不明	
<u>D }</u>	肖費	者団体、ステークホルダーとの対話	
ステ	ーク	カホルダーとの意見交換会	
1.	消費	者団体、環境 NGO、人権 NGO、海外協力・支援 NGO、動物保護 NG	○ 等のステークホルダ
ーと	の刃	又方向の意見交換会などを開催していますか。	
	注;	2013年度以降に開催したものに限る。	
	注;	双方向ではないものは除く。	
	注;	;消費者団体、環境 NGO、人権 NGO、海外協力・支援 NGO、動物保	護 NGO 等を招いてい
		ないものは除く。	
		(a) 毎年度 1 度以上開催している	
		招聘した消費者団体、NGO 等(	)
		(b)毎年度ではないが開催している	
		招聘した消費者団体、NGO 等(	)
	$\bigcirc$	(c)そのような意見交換会などは開催していない	
2	上記	設問1で開催している場合、その活動状況を CSR 報告書等で情報を	公開していますか。
		(a)上記(1)の(a)(b)についての活動を CSR 報告書、環境報告書で報	告している
		(b)同じく上記(1)の(a)(b) をウェブサイトで報告している	

#### エ 人権・労働

#### A 人権についての基本方針

- 1.「人権の尊重」を自社の基本方針として企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR方針のいずれかにおいて明文化していますか?
- ○(a)明文化している
- ○(b)明文化していない、もしくは不明
- 2. 「世界人権宣言」「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言 (ILO 中核的労働基準)」国連「ビジネスと人権に関する指導原則 (ラギー・フレームワーク)」などを支持し、自社の基本方針に取り入れていますか?

(\*「国連グローバル・コンパクト」10 原則の支持・採用については、「ア 持続可能な 開発 (社会)」B-1 に回答してください。)

- □(a)「世界人権宣言」を支持し、基本方針に取り入れている
- □(b)「労働の基本原則および権利に関する ILO 宣言」を支持し、基本方針に取り入れている
- □(c)国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、基本方針に取り入れている
- □(d)差別やハラスメントの禁止に関して明文化している。
- ○(e) 取り入れていない、または不明
- 3. 従業員、管理職、役員に対して、定期的に人権の尊重についての研修を行っていますか? また、日常的な取り組みや振り返りを行っていますか?
- □(a)従業員向け(入社時含む)の研修を行っている
- □(b)管理職向けの研修を行っている
- □(c)役員向けの研修を行っている
- □(d)人権の基本方針や社員行動規範 (Code of Conduct) の職場での掲示や社員手帳への掲載、朝礼での唱和や事例紹介など、社員が日常的に人権尊重に取り組める工夫をしている

(具体的に: )

- ○(e)研修や日常的な取り組みは行っていない、または不明
- 4. 人権問題全般に関する総合的な社内相談窓口を設けていますか?

- ○(a)相談窓口があり、なおかつ相談の秘密が確実に担保されている
- ○(b)相談窓口はあるが、相談の秘密の担保については考慮されていない
- ○(c)相談窓口を設けていない、または不明

#### B 多様性(ダイバーシティ)に配慮した働きやすい職場環境の整備

#### [I] 女性の活躍

1.「女性活躍推進法」(2016年施行)に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析(特定)を行っていますか?

(\*調査の際の参考データベース: http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/)

- □(a)「女性採用比率」について状況把握・改善点の分析を行っている
- □(b)「勤続年数男女差」について状況把握・改善点の分析を行っている
- 口(c)「(男女別) 労働時間の状況」について状況把握・改善点の分析を行っている
- 口(d)「女性管理職比率」について状況把握・改善点の分析を行っている
- ○(e)いずれも行っていない、または不明
- 2. 上記法律に基づき、「事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知を行っていますか? また女性の活躍に関する情報を公表していますか?
- 口(a)「事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知をすべて行っている
- □(b)「事業主行動計画」の策定・届出・公表・労働者への周知のいずれかを行っている
- □(c)女性の活躍に関する情報を公表している
- ○(d)いずれも行っていない、または不明
- 3. 結婚し戸籍上改姓した女性(男性)の職場での旧姓使用を認めていますか?
- ○(a)認めている
- ○(b)認めていない、または不明
- 4. 女性差別やセクシャルハラスメントの防止のために、以下の取組みを行っていますか? (\*差別やハラスメント全体としての取組みは含めない。⇒Aの2、3、4へ。) (\*セクシュアルハラスメントについては、厚生労働省発行の以下のパンフレット2ページを参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0 000135906.pdf )

□(a)女性差別やセクシャルハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等が策 定されている

- □(b)女性差別やセクシャルハラスメントの防止に関して、従業員の啓発教育・研修などを 行っている
- □(c)女性差別やセクシャルハラスメントに関して相談窓口を設置している
- ○(d)上記のいずれも行っていない、または不明

#### 〔II〕 従業員の子育て支援策

- 1. 従業員の出産や育児を積極的に促進する休暇制度がありますか?
- □(a)法定を上回る産休制度がある
- (\* 法定は産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間)
- □(b)法定には無い、配偶者の出産休暇(有給)制度がある
- (\* 妻の出産に付き添う夫のための休暇制度。入院日から出産後2週間までのあいだに 2日、などが一般的。)
- □(c)法定を上回る育児休暇がある
- (\* 法定は最長1歳6か月まで。保育園に入れない場合などは申し出によって最長2歳まで。)
- □(d)法定を上回る(日数、有給等)子どもの看護休暇制度がある
  - (\* 法定は年間子ども1人につき5日まで、2人以上の場合最大10日/無給)
- ○(e)法定を上回る制度はない、または不明
- 2. 過去1年間に在職中に出産した女性のうち、育児休業を取得した、または申し出ている女性はどれぐらいいますか? (女性の育児休業取得率) \*国の平均は約80%
- (\*「育児休業」とは、本人または配偶者の出産後1年~2年以内に取得する法定の休業制度のことを言う。幼児期の育児を理由とした休暇制度(「育児休暇」など)を企業独自で定めている場合は、以下の「4」の「(f)その他」に記入してください。)
- ○(a)女性の育児休業取得率が 50%未満である
- ○(b)女性の育児休業取得率が 50%以上 80%未満である
- ○(c)女性の育児休業取得率が 80%以上である
- ○(d)女性の育児休業取得者はおり、取得者数も公表しているが、該当者中の取得率は不明 (取得者数: 名)
- ○(e)該当者(出産した者)がいなかった、または不明
- 3. 過去1年間に配偶者が出産した男性のうち、育児休業を取得あるいは申し出をしている人はどれぐらいいますか? (男性の育児休業取得率) \*国の平均は約2%
- (\*「育児休業」とは、本人または配偶者の出産後1年~2年以内に取得する法定の休業制度のことを言う。幼児期の育児を理由とした休暇制度(「育児休暇」など)を企業独自で定めている場合は、以下の「4」の「(f)その他」に記入してください。)

○(a)男性の育児休業取得率が1%未満である ○(b)男性の育児休業取得率が1%以上2%未満である ○(c)男性の育児休業取得率が2%以上である ○(d)男性の育児休業取得者はおり、取得者数も公表しているが、該当者中の取得率は不明 (取得者数: 名) ○(e)該当者(配偶者が出産した者)がいなかった、または不明 4. 小学校就学前の子を持つ社員が利用できる次のような制度がありますか? □(a)短時間勤務・フレックスタイム・始業終業時刻の繰り上げ繰り下げなど、勤務時間を 柔軟にする制度 □(b)所定外労働をさせない制度 口(c)事業所内託児施設の運営 □(d)事業所内授乳・搾乳室の整備 □(e)育児サービス費用を補助する制度 □(f)その他 (\_\_\_\_\_\_) ○(g) 上記のいずれの制度もなし、または不明 5. 妊産婦・育児中従業員に対する差別やマタニティハラスメントの防止のために、以下の 取組みを行っていますか? (\*差別やハラスメント全体としての取組みは除外。 $\Rightarrow$ Aの2、3、4へ。) (\*2017年1月1日より、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法の改正により、「妊 振・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」防止のための措置が、すべての<br/> 事業主に義務付けられています。参考 URL: http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0 000135906.pdf (pp.4-6)) □(a)妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの禁止・防止に関して方 針・ガイドライン等が策定されている □(b) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントの防止に関して、従業員 の啓発教育・研修などを行っている □(c) 妊産婦・育児中従業員への差別やマタニティハラスメントに関して相談窓口を設置

#### 〔III〕障害者雇用および職場のバリアフリー化

○(d)上記のいずれも行っていない、または不明

している

1. 「障害者雇用促進法」において、雇用する労働者の2%に相当する障害者を雇用するこ

とを義務付けてられていますが、遵守していますか?
○(a)労働者の2%に相当する障害者を雇用している
○(b)2%には達していないが、今後の目標としてロードマップを作成している
○(c)2%に達しておらず、目標ロードマップも作成していない、または不明
2. 障害者の雇用促進、活動支援のために、何か行っていることはありますか? (職場にお
ける合理的配慮については質問「3」へ。)
○(a)行っている(具体的に )
○(b)行っていない、または不明
3. 職場のバリアフリー化など、障害のある従業員への「合理的配慮」を行っていますか?
(*本社または従業員数の多い職場、または障害者が勤務している職場のいずれか1カ所
でも行っていればチェックしてください。)
□(a)段差の解消(車いすスロープの設置)
□(b)エレベーターや昇降機の設置
□(c)車いす使用者のための作業スペースの工夫
□(d)点字ブロックの設置
□(e)点字案内板の設置
□(f)車いす用トイレの設置
□(g)聴覚障害者のための筆談ボードの導入
□(h)手話通訳者の配置
口(i)火災報知器と連動する電光案内板の導入
□(j)通院が必要な障害者のためのフレックスタイムの導入
□(k)その他 具体的に ( )
○(1)まだいずれも行っていないが、今後の目標としてロードマップを作成している、ある
いは設置に向けて準備中
○(m)特にバリアフリー化を行っておらず予定もない、または不明
4. 障害者差別やハラスメントの防止のために、以下の取組みを行っていますか?
(*差別やハラスメント全体としての取組みは除外。⇒Aの2、3、4へ。)
□(a)障害者差別やハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等が策定されて
いる
□(b)障害者差別やハラスメントの防止に関して、従業員の啓発教育・研修などを行ってい
る
□(c)障害者差別やハラスメントに関して相談窓口を設置している
○(d)上記のいずれも行っていない、または不明

### [IV] LGBT に対する配慮

1.職場環境において LGBT 当事者への配慮がなされていますか?
□(a)職場に男女共用トイレを設置している、または、場所を明示している
□(b)更衣室に関してトランスジェンダーへの配慮がなされている
□(c)トランスジェンダーの職場での性別移行に関して、支援体制がある(通称使用など)
□(d)同性パートナーを可能な範囲で異性の配偶者と同じように扱うよう、福利厚生制度が
整備されている
□(e)LGBT に関する社内グループがある、または、ダイバーシティ推進組織の中で LGBT
もテーマに入っている
○(f)特に何も行われていない、または不明
2. LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止のために、以下の取
組みを行っていますか?
(*差別やハラスメント全体としての取組みは除外。⇒Aの2、3、4へ。)
□(a)LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの禁止・防止に関して力
針・ガイドライン等が策定されている
□(b)LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントの防止に関して、従業員の
啓発教育・研修などを行っている
□(c)LGBT 差別および性的指向・性自認に関するハラスメントに関して相談窓口を設置し
ている
○(d)上記のいずれも行っていない、または不明
〔V〕パワーハラスメントの防止
1. パワーハラスメント防止のために、以下の取組みを行っていますか?
(*差別やハラスメント全体としての取組みは除外。⇒Aの2、3、4へ。)
(*パワーハラスメントについては、厚生労働省発行の以下のパンフレット3ページを参
照。
$\underline{\text{http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-}119000000\text{-}Koyoukintoujidoukateikyoku/}000000\text{-}Koyoukintoujidoukateikyoku/}000000\text{-}Koyoukintoujidoukateikyoku/}000000\text{-}Koyoukintoujidoukateikyoku/}0000000\text{-}Koyoukintoujidoukateikyoku/}000000000000000000000000000000000000$
<u>000135906.pdf)</u>
□(a)パワーハラスメントの禁止・防止に関して方針・ガイドライン等が策定されている

□(b)パワーハラスメントの防止に関して、従業員の啓発教育・研修などを行っている

□(c)パワーハラスメントに関して相談窓口を設置している

○(d)上記のいずれも行っていない、または不明

### C. サプライチェーン・バリューチェーンにおける人権侵害の防止

- 1. サプライチェーンにおける人権侵害を防ぐために、サプライヤー(=調達先)を把握(追跡)していますか?
- ○(a)一次サプライヤー(直接的な調達先)を一部把握している
- ○(b)一次サプライヤー(直接的な調達先)をすべて把握している
- ○(c)二次サプライヤー(直接的な調達先の調達先)以上を(一部でも)把握している
- ○(d)サプライヤーを把握していない、または不明
- 2. 把握しているサプライヤーのリスト(名前と所在地を含む)を公開していますか?
- ○(a)サプライヤーの名称を公開している
- ○(b)サプライヤーの名称と国名を公開している
- ○(c)サプライヤーの名称と国名と所在地を公開している
- ○(d)サプライヤーのリストを公開していない、または不明
- 3. サプライヤーに対して人権の尊重を要請していますか?
- □(a)サプライヤーに対し、人権尊重の要請を明文化して提示している
- □(b)サプライヤーにおける人権尊重への取組み状況を、調達先選定の判断基準にしている
- ○(c)そのような要請はしていない、または不明
- 4. サプライヤーの人権尊重への取組み状況について、調査や監査を行っていますか?
- □(a)調査を行っている(頻度、方法など具体的に )
- □(b)監査を行っている(頻度、方法など具体的に )
- ○(c)行っていない、または不明
- 【注】本ネットワークで調査票を記入した時点では、下記C-5はそのままで各企業にお送りしました。その後、対象企業との意見交換により、宅配事業者にとっては、運搬サービスの供給を行う委託先の運送業者は、メーカーや最終販売業者にとってのサプライヤー(原料や部品、商品等を供給する業者)と同等と見なすことができるので、C-5は設問としてC-3およびC-4と重なる部分があることから、対象企業に通知の上、C-5は調査及び採点から外しました。
- 5. 【宅配便業界への質問事項】(\*その他の業界は対象外)

委託(下請け)運送業者およびその従業員(ドライバー)の労働環境に配慮して、発注契約を行っていますか?

- ○(a)配慮して契約している
- ○(b)配慮は行っていない、または不明

6.【コンビニ業界への質問事項】(*その他の業界は対象外)
フランチャイズ店の従業員の労働環境に配慮するように指導・監督を行っていますか?
○(a)指導·監督を行っている(具体的に
○(b)指導・監督は行っていない、または不明
D 旧会労働、強制労働の林山、労働者の接利の保険(白牡シトバルプラノチュー)/
D. 児童労働・強制労働の禁止、労働者の権利の保障(自社およびサプライチェーン) *以下は、
(A) 自社の規定、および
(B) サプライヤー (調達先) への要望
として明文化しているかどうかを問うものです。
(国内外を問いませんが、国内については特に外国人技能実習生や留学生など労働搾取に
遭いやすいグループを念頭に置いています。)
1. 児童労働(最低就業年齢未満または 15 歳未満)をなくすための取組みを行っていま
すか?
(A) 自社において、以下の取組みを行っている
□(a)企業理念、経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針のいずれかにお
いて、自社およびサプライチェーンにおける児童労働の禁止を明文化している
□(b)自社で児童労働の有無を確認する調査や監査を定期的に行っている
(頻度や方法など、具体的に: )
□(c)自社で児童労働が見つかった場合の是正措置・具体的な対応について、計画やガイト
ラインがある(具体的に: )
□(d)児童労働問題の解決をめざした商品を開発し・販売している。
□(e)児童労働問題の解決をめざし、NGO と協力している
(NGO 名称: )
□(f)その他、自社での児童労働を防ぐための取組みを行っている
(具体的に:
○(g)上記のような取り組みはない、または不明
(D) 11-2-11-1-11-1-11-11-11-11-11-11-11-11-1
(B) サプライヤーに対して、以下の取組みを行っている
□(a)一次サプライヤーに、児童労働の禁止を要請している(調達ガイドラインに定めている)
□(b)二次サプライヤー以上に、児童労働の禁止を要請している(調達ガイドラインに定め
ている)
□(c)一次サプライヤーにおいて、児童労働の有無を確認する調査や監査を行っている
(頻度や方法など、具体的に: )
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /

□(d)二次サプライヤー以上において、児童労働の有無を確認する調査や監査を行っている
<ul><li>(頻度や方法など、具体的に:</li><li>)</li></ul>
□(e)サプライヤーにおいて児童労働が見つかった場合(外部団体・メディア等からの指摘
を含む)の是正措置・具体的な対応について、計画やガイドラインがある
(具体的に:
□(f)その他、サプライチェーンにおける児童労働を防ぐための取組みを行っている
(具体的に:
○(g)上記のような取り組みはない、または不明
2. 意思に反する就労や不当に不利な労働条件をなくし、人身取引や強制労働を防ぐため
に、以下の配慮を行っていますか? (特に外国人労働者について)
(A) 自社において下記を行っている
□(a)「強制労働」または「人身取引(人身売買)」の禁止を企業理念、経営理念、中長期
の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針のいずれかにおいて明文化している
□(b)職業斡旋手数料や保証金の徴収、または債務労働(雇用者が労働者に保証金·手数料·
渡航費その他の名目で借金を負わせ、その返済のために働かせること)を禁止している
□(c)証明書・パスポート等の保管を禁止している
□(d)労働者が外国人の場合、契約書を母国語で渡している
□(e)離職の自由を保障している
□(f)携帯電話・パソコンなどの所有・使用、外部との連絡、外泊・外出などを禁じていな
V)
□(g)ルール違反があった場合の金銭徴収(罰金)、体罰、虐待などを禁止している
□(h)労働者本人または家族に対する暴力または暴力の脅し、強制的な本国送還や賃金不払
いの脅しなどによって、行動を制限することを禁止している
□(i)新規採用労働者が人身取引の被害者でないことを確認する仕組みがある
□(j)強制労働または人身取引についての研修を行っている
□(k)強制労働や人身取引が発見された場合現地警察や NGO と連携する用意がある
○①取組みを行っていない、または不明
(B) サプライチェーンに対して、以下を要請している
□(a)「強制労働」または「人身取引」を禁止すること
□(b) 職業斡旋手数料や保証金の徴収、および債務労働(雇用者が労働者に保証金・手数
料・渡航費その他の名目で借金を負わせ、その返済のために働かせること)を禁止するこ
と
□(c)証明書・パスポート等の保管を禁止すること
□(d)労働者が外国人の場合、契約書を母国語で渡すこと
□(e)離職の自由を保障すること

□(f)携帯電話・パソコンなどの所有・使用、外部との連絡、外泊・外出などを禁じないこ
۷
□(g)ルール違反があった場合の金銭徴収(罰金)、体罰や虐待などを禁止すること
□(h)労働者本人または家族に対する暴力または暴力の脅し、強制的な本国送還や賃金不払
いの脅しなどによって行動を制限することを禁止すること
□(i)新規採用労働者が人身取引の被害者でないことを確認する仕組みを作ること
□(j)強制労働または人身取引についての研修を行うこと
□(k)強制労働や人身取引が発見された場合現地警察や NGO と連携すること
○(1)上記取組みの要請を行っていない、または不明
3. 長時間労働を防ぐために、何らかの手立てを講じていますか?
(A) 自社において、以下の取組みを行っている
□(a)日本の労働時間関連法令に従っている(労働時間について違反を問われたことはな
(·)
□(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導している
□(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止している
□(d)休日出勤・有給休暇等の規定があり、それに従うように指導している
○(e)手立てを講じているかどうか不明
(B) サプライヤーに対して、以下を要請している
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか?
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A) 自社において、以下の取組みを行っている
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない)
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない) □(b)時間外手当(残業代)についての法令を遵守している(時間外手当などについて違反
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない) □(b)時間外手当(残業代)についての法令を遵守している(時間外手当などについて違反を問われたことがない)
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない) □(b)時間外手当(残業代)についての法令を遵守している(時間外手当などについて違反を問われたことがない) □(c)「サービス残業」(無賃残業)が行われないよう監視・指導する仕組みがある
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない) □(b)時間外手当(残業代)についての法令を遵守している(時間外手当などについて違反を問われたことがない) □(c)「サービス残業」(無賃残業)が行われないよう監視・指導する仕組みがある □(d)賃金未払いを禁止している
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない) □(b)時間外手当(残業代)についての法令を遵守している(時間外手当などについて違反を問われたことがない) □(c)「サービス残業」(無賃残業)が行われないよう監視・指導する仕組みがある □(d)賃金未払いを禁止している □(e)「強制積み立て(強制貯金)」など不当な天引きを禁止している
□(a)その国の労働時間関連法令に従うこと □(b)時間外労働の上限を決め、従うように指導すること □(c)時給労働者に対する出来高払いの内職を禁止すること □(d)休日出勤・有給休暇等の規定を作り、それに従うように指導すること ○(e)手立てを講じるよう要請しているかどうか不明  4. 最低賃金、時間外手当、賃金未払いの禁止(特に海外において)など、労働搾取を防ぐための手立てを講じていますか? (A)自社において、以下の取組みを行っている □(a)日本の法定最低賃金を遵守している(最低賃金について違反に問われたことがない) □(b)時間外手当(残業代)についての法令を遵守している(時間外手当などについて違反を問われたことがない) □(c)「サービス残業」(無賃残業)が行われないよう監視・指導する仕組みがある □(d)賃金未払いを禁止している

(B) サプライヤーに対して以下を要請している	
□(a)その国・地域の法定最低賃金を遵守すること	
□(b)時間外手当 (残業代) についての法令を遵守すること	
□(c)「サービス残業」(無賃残業) が行われないよう監視	・指導する仕組みを作ること
□(d)賃金未払いを禁止すること	
□(e)「強制積み立て(強制貯金)」など不当な天引きを禁」	止すること
□(f)外国人労働者に対する賃金差別を禁止すること	
□(g)その他具体的に(	)
○(h)労働搾取を防ぐための取組みを要請していない、また	には不明
5.「結社の自由(団結権)」「団体交渉権」を尊重し、労働	組合の結成を認めていますか?
(A) 自社において、以下の取組みを行っている	
□(a)結社の自由の尊重を明文化している	
□(b)団体交渉権の尊重を明文化している	
□(c)労働組合の自由な結成を認めている	
□(d)ユニオン(合同労働組合)への個人加入を認めている	)
□(e)労働組合員に対する差別やハラスメントを禁止してい	る
○(f)上記のような団結権・団体交渉権等に関する規定はな	い、または不明
(B) サプライヤーに対して以下を要請している	
□(a)結社の自由の尊重を明文化すること	
□(b)団体交渉権の尊重を明文化すること	
□(c)労働組合の自由な結成を認めること	
□(d)ユニオン(合同労働組合)への個人加入を認めること	
□(e)労働組合員に対する差別やハラスメントを禁止するこ	١. ٢
○(f)上記のような団結権・団体交渉権等に関する規定を定	めることは要請していない、ま
たは不明	
6. 労働者の権利の侵害について、批判を受けたことがあ	りますか?
(A) 自社において、	
□(a)ブラック企業大賞にノミネートされたことがある	
□(b)過去3年以内に、労働基準関係法令違反の指摘を受け	けたことがある
(参考: http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.p	df)
(具体的に	)

○(h)労働搾取を防ぐための手立てがない、または不明

### <u>E</u> フェアトレード

1. 社内でフェアトレード調達を推進していますか?

界での売上高が3600万ポンド〔約50億円〕以下である)

- □(a)社員食堂での提供や接客用に、フェアトレードのコーヒー、紅茶、砂糖等を使用している
- □(b)社員食堂などでフェアトレード食材(味噌、醤油、ゴマ、ゴマ油、砂糖、ハーブ類等) を使ったメニューを出している
- $\square$ (c)ノベルティグッズや記念品などにフェアトレード・コットンを使用したトートバッグ、 T シャツなどフェアトレード製品を使っている
- □(d)フェアトレードについての研修・セミナー等を行っている

$\Box$ (e)フェアトレード以外の認証システム(UTZ 認証・レインフォレストアライアンス等	等)
の製品を調達している。	
(具体的に:	)
□(f) その他、具体的に (	)
○(g)特にフェアトレード調達の推進は行っていない、または不明	
【化粧品業界】【コンビニ業界】	
2. フェアトレードの製品を製造していますか?(または、過去に製造したことがあり	ま
すか?)	
□(a)フェアトレード製品を製造し、国際フェアトレード認証を取得している	
(具体的に )	
□(b)フェアトレードの製品、あるいはフェアトレードの原材料を使った製品を製造して	\ \
る(国際フェアトレード認証は未取得)(具体的	
□(c)国際フェアトレード認証取得の原材料を使った製品を製造している(例:国際フェ	ア
トレード認証カカオ調達プログラムなど)(具体的に)	
□(d)フェアトレード製品の開発・製造を計画・検討中である	
□(e)フェアトレード以外の認証システムの製品を開発・製造している。	
(具体的に:	)
○(f)フェアトレード製品の製造は考えていない、または不明	
3.【コンビニ業界】	
フェアトレード商品を販売していますか?	
□(a)フェアトレード商品を常に店頭に置いている 「帯いている = □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	\ <b>1</b>
	)]
□(b)フェアトレード商品を期間限定で置いたことがある 「置いている帝日の公知・□命日・□本料日・□石具・□本料日・□石具・□本料日・□石具・□本料日・□石具・□石具・□石具・□石具・□石具・□石具・□石具・□石具・□石具・□石具	\ <b>1</b>
	)]
□(c)まだ店頭に置いてはいないが、フェアトレード商品の販売を計画・検討している	
□(d)フェアトレード以外の認証システムの製品を販売している (見けな)に、	)
(具体的に: □(e)フェアトレード商品について消費者にわかりやすく説明をする工夫をしている	)
□(e)/ェアトレート問品について消費者にわかりやすく説明をする工大をしている ○(f)フェアトレード商品の販売はない、または不明	
<b>し</b> 切ノエノトレート間面の販売はない、または个明	

## F. 社会のジェンダー不平等の助長および性の商品化への加担の防止

1. 過去5年以内に、ジェンダーによる役割固定の概念を助長したり、女性差別を助長す

るようなテレビ CM、新聞広告、看板広告等を作成したことはありませんか?	
○(a)そのような広告を作成・使用し、批判を受けたことがある(具体的	
に	)
○(b)そのような広告を作成・使用したことがあるが、特に批判は受けていない	(具体的
NZ	)
○(c)そのような広告の作成・使用は行っていない	
2. 過去5年以内に、性的な面を強調するような女性モデルやアニメ・マンガキ	ヤラクタ
ーの起用など、性の商品化を助長するテレビ CM、新聞広告、看板広告等を作成	したこと
はありませんか?	
○(a)そのような広告を作成・使用し、批判を受けたことがある(具体的	
kC .	)
○(b)そのような広告を作成・使用したことがあるが、特に批判は受けていない	(具体的
に	)
○(c)そのような広告の作成・使用は行っていない	
3. 国内外において、買春(援助交際含む)や JK リフレ等未成年の性的搾取を	伴う接待
の提供・享受や、社員旅行・社員行事を禁止していますか?	
□(a)上記のような接待や社員旅行・行事を禁止している	
□(b)海外駐在員などに、特に児童買春の防止のための注意喚起を行っている	
□(c)児童買春を防止するための「コード・プロジェクト」に参加している	
□(d)その他、性の商品化への加担を防ぐための取組みを行っている	
(具体的に:)	
○(e)特に対策は行っていない、または不明	
	- 1 - AL MA

- 4. 買春は女性の尊厳を傷つけ、人身取引への加担につながるという認識を共有し、従業員に周知徹底していますか?
- ○(a)上記の内容の社内広報や研修・セミナーの機会を持っている
- ○(b)特に対策は行っていない、または不明

### 5.【コンビニ業界】

アダルトビデオ (AV)、ポルノ雑誌 (漫画含む)等、性を商品化した製品の販売を禁止していますか?

- ○(a)上記製品の取り扱いを排除している
- ○(b)排除はしないが、子どもの目に触れない場所に陳列する、不透明のカバーをかける、などの配慮を行っている
- ○(c)ポルノ製品の取り扱いを行っている、または不明

# 才 社会、社会貢献

### A CSR 活動全般

1	. 中長期の経営戦略や中期経営計画に CSR 活動の推進を明記していますか。またCSR方針を文				
	書化していますか(複数回答可)				
	□(a)中長期の経営戦略に CSR 活動の推進を明記している				
	](b)中期経営計画に CSR 活動の推進を明記している				
	](c)CSR 方針を明文化している				
$\subset$	)(d)上記のような位置づけはしていない				
2	. CSR を担当する部署と報告書、ダイアログについて該当するものにチェックをして下さい				
	□ (a) 専任部署あり (注 環境担当部署と合同の部署は可)				
	□ (b) 専任役員あり(注 CSR に関する業務比率が半分以上の役員に限る)				
	□ (c) CSR 活動報告書を毎年度作成し、公表している				
	□ (d) CSR 活動報告書に第三者の関与 (レビューなど) あり				
	○第三者は NGO や自立した市民団体である ○第三者が NGO や自立した市民団体で				
	はない、もしくは不明				
	□ (e) ステークホルダーと CSR 活動に関するダイアログを実施し、報告書に記載してい				
	る				
	注 環境報告書のみを作成している場合は、(c)(d)にはチェックしないでください				
	B ガバナンス コンプライアンス				
	1. ガバナンス、コンプライアンスに関して該当するものにチェックをして下さい				
	□ (a) 法令順守に関する専任担当部署がある				
	□ (b) 法令順守に関しては兼任部署で担当している				
	□ (c) 企業倫理方針を文書化し公開している				
	□ (d) 倫理行動規定・規範・マニュアルがある				
	□ (e) 内部通報・告発窓口の設置(社内)している				
	□ (f) 内部通報・告発窓口の設置 (社外) している				
	□ (g) 通報・告発者の権利保護に関する規定を制定している				
	□ (h) 公益通報者保護法ガイドラインを参考にしている				
	□ (i) タックスへイブン当該国で事業を行わない子会社・関連会社を設立しない方針があ				
	る				
	□ (d) 倫理行動規定・規範・マニュアルがある □ (e) 内部通報・告発窓口の設置 (社内) している				
	□ (e) 内部通報・告発窓口の設置(社内) している				
	ବ				

2.	次の	ネガティブ情	<b>青報を公</b>	開していますか	7			
	(a)	内部通報(林	目談含む	・)・内部告発件	数			
	20	15 年度	件	2016年度	件			
	(b)	公正取引委員	員会など	<b>関係官庁からの</b>	)勧告件数	Ţ		
	20	14 年度	件	2015 年度	件	2016年度	件	
	(c)	国内での不祥	#事など	による操業・営	営業停止件	数		
	20	14 年度	件	2015 年度	件	2016年度	件	
	(d)	国内でのコン	ノプライ	アンスに関わる	る事故・事	4件で刑事告外	<b></b>	
	20	14 年度	件	2015 年度	件	2016年度	件	
	(e)	海外での価格	各カルテ	ルによる摘発作	<b>‡数*</b>			
	20	14 年度	件	2015 年度	件	2016 年度	件	
	(f)	海外での贈贈	言による	摘発件数				
	20	14 年度	件	2015 年度	件	2016 年度	件	
	(g)	海外での(e	) (f) L	以外の摘発件数				
	20	14 年度	件	2015 年度	件	2016 年度	件	
$\bigcirc$	(h)	上記情報は含	全て公開	していない、 t	らしくは不	明		
*	件	数が0の場合	のみ0	を記入してくだ	さい不同	明の場合は無	記入にしてくだ	さい。
<u>C</u>	投資.	<u>基準</u>						
1.	他社	の株を取得、	保有す	る際に SRI の基	<b>基準があり</b>	ますか		
0	基準	があり、公表	してい	5				
	その	基準には下記	の項目を	がありますか				
	, ,			企業には投資し	-			
							る企業には投資し	
							ごいる企業を優先	
					•		<b>夢守する企業を優</b>	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
	(e)			に関する指導原				
	(f)			に積極的に取り				
	νο,			重要部品の製造				
	(h)					守・取引を行う	企業に投資しない	`
	(i)			と推進する企業を				
	(j)	., ., .,			り替えてい	く取り組みを	進めている、もしく	は非正規
屠	配用を	としない原則の						
	(k)	国際労働機関	関(ILO)	中核的労働基準	を尊重する	る企業を優先	する	
	(1)	家畜動物の「	うつの自	由(Farm Anima	l Welfare (	Council)」を尊	重する企業を優先	とする

□ (m) 木材のサプライチェーンに関わる企業による違法伐採木材の使用禁止を明確にしている
企業を優先する
□ (n)紛争鉱物問題に対して積極的に対応する企業を優先する
□ (o) 国連グローバル・コンパクト、GRI ガイドライン、 ISO26000 を署名、参加、活用している
企業を優先する
○(p) このような基準がない、もしくは公表していない。
2 SRI インデックス構成銘柄に選定されていますか
② (a) はい、次の SRI インデックス構成銘柄に選定されています
し(a)はい、次のSMIインナックへ構成動物に選定されていまり
○ (b) いいえ、SRI インデックス構成銘柄に選定されていません。もしくは不明
D 社会貢献活動
1. 社会貢献活動助成・寄付等の額を記述してください
社会貢献活動支出額総額 2014 年度 百万円 2015 年度 百万円 2016 年度 百万円
うち寄付金総額 2014 年度 百万円 2015 年度 百万円 2016 年度 百万円
うちその他社会貢献を目的とした各種事業への支出額
2014 年度 百万円 2015 年度 百万円 2016 年度 百万円
注 この質問票における「社会貢献活動」の定義は、「自発的に社会の課題に取り組み、直
接の対価を求めることなく、資源や専門能力を投入しその解決に貢献する」(日本経団連・
企業行動憲章に基づく)活動で、その中から政治献金を除いたものを指します。
2. NGO/NPO、市民活動、自主的な地域活動に対して、次のような助成活動、サポート活動が
ありますか
注 大学等への研究助成は除く。
□ (a) 独自に財団、公益信託を設置し公募型の活動助成制度を運営している
2016年度助成件数 件 助成総額
□ (b) 他者が設置した財団等と協働で公募型助成事業を行っている。もしくはコミュニテ
ィ財団の公募型助成金に対して拠出している
財団との協働公募助成 2016 年度助成件数 件 助成総額
コミュニティ財団への拠出の場合は総額 万円
□ (c) マッチングギフトで、公募型活動助成を行っている
2016年度助成件数 件 助成総額
□ (d) 社員や社員 OB からの寄付金で、公募型活動助成を行っている
2016年度助成件数 件 助成総額
□ (e) 活動助成ではなく、NGO/NPO 等の組織力・基盤力強化のサポートをしている

2016 年度助成件数
□ (f) 社として NGO/NPO の会員になっている (NGO/NPO の名称
年から)
□(g)NGO/NPO、市民活動、自主的な地域活動に対して顕彰活動(賞金あり)を行なっ
いる。2016年度顕彰件数 件 賞金総額
○(h) このような取り組みはない、もしくは不明。
3. 取り組んでいる(きた)社会貢献活動(地域社会参加、教育活動、文化・芸術・スポ
ツ活動、国際交流活動、人権擁護活動、環境活動、平和・非暴力等)についてお答えくだい。
ア 貴社の社会貢献活動に明確な方針や体系等はありますか
○ (a) 明確な方針等がある (方針等の名称
参考URL )
○ (b) 明確な方針等はない、もしくは不明
イ 貴社の社会貢献活動として、特徴あるもの、成果を上げてきたもの3つまで記述して
ださい。
(1) プログラム名
NGO 等との連携
参考 URL:
2) プログラム名
NGO 等との連携
参考 URL:
3) プログラム名

プログラムの概要

NGO 等との連携
参考 URL:
注 CSR 報告書、ウェブサイトで明記されたものから記述しています。地域社会参加、教育
活動、文化・芸術・スポーツ活動については東洋経済新報社 <u>「CSR 企業総覧 2017」</u> の回答デ
ータを使用しました。
E 次世代(子ども)育成
注 社員の子どもを対象とした次世代育成支援は、ここではなく「エ 人権・労働」の B-
Ⅱでチェックしてください。ここでは社会全般における次世代(子ども)育成への支援につ
いてチェックしてください。
1. 社会貢献に関する方針に、「次世代(子ども)の育成を支える」等の記載はあるか?(a
~c は複数回答可。具体的内容を明記してください)
○ ア「次世代育成を支援する」旨、社会貢献の方針に明記されている
□ (a) 日本国内の子どもを対象にした記載がある。 □ (b) ###のスドナな社会にした記載がある。
□ (b) 世界の子どもを対象にした記載がある。 □ (c) 国内外、特に対象を限定せずに「次世代育成」に関する記載がある。
<ul><li>○ (d) 特に記載はない。(または方針自体がない)</li></ul>
(u) TYTCLL戦ではない。 (よたなグッド日 体がでない)
2. 国内外を問わず下記のような「次世代(子ども)育成を支援する」具体的な活動を社外
で行っていますか (a~f は複数回答可。具体的内容を明記してください)
□ (a) 経済的な理由などにより、必要な医療が受けられない子どもへの医療支援
□ (b) ハンディキャップを持った子どもへの日常生活支援、教育支援
□ (c) 自然体験をはじめ、子どもが環境教育や環境活動にふれる機会の創出
□ (d) 伝統芸能や地域文化の保全活動に、子どもが参加できる機会の創出
□ (e) 食育など、食に関する子どもの育成機会の提供
□ (f) その他 ( )
○ (g) 社外において次世代育成支援活動は実施していない
F格差の是正
<u>- 14 /17 / 14 /17 /17 /17 /17 /17 /17 /17 /17 /17 /17</u>
1 国内で広がる収入・待遇等の格差を是正するために次のような取り組みがありますか
□ (a)「同一労働、同一賃金」を採用している
□ (b)「同一労働、同一賃金」原則を採用する方針がある

□ (c) 非正規雇用者を正規雇用へ登用する仕組みがあり、かつそれを公表している。
□ (d) 非正規雇用者を正規雇用へ登用した人数を公表している
□ (e) 非正規雇用者に正規雇用者と同等の有給休暇・各種休暇制度を実施している
□ (f) 非正規雇用者を全員正規雇用にする方針がある
□ (g) 基本的に雇用は正規のみとしている
□ (h) 能力・業績評価基準(従業員用)を従業員に公開している
○ (i) 上記のような取り組みはない、もしくは不明
2 2011 年度と 2016 年度の内部留保額(利益剰余金)を記入してください
内部留保額(利益剰余金)
2011 年度末
カー平和・非暴力
A 平和・暴力への関与についての方針
1.企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針等の中で「平和」につ
いて次のように位置づけていますか? (複数回答可)
注:理念、ビジョン、方針の本文になくウェブサイト等の付帯説明文にのみある場合は a~g
にチェックしないでください
注 「平和」を明記していても「軍事力の均衡」「国防の強化」等を中心に規定しているものは
除く
□ (a) 企業理念、経営理念の中心コンセプトの一つとして「平和」「非暴力」を明記している
□ (b) 企業理念、経営理念に中心的なものではないが「平和」「非暴力」を本文に明記してい
5
□ (c) (中長期) 経営戦略もしくは経営ビジョンに「平和」「非暴力」を中心コンセプトの一
つとして本文に明記している
□ (d) (中長期) 経営戦略もしくは経営ビジョンに中心的なものではないが「平和」「非暴力」
を本文に明記している
□ (e) CSR 方針等の本文に「平和」「非暴力」を明記している
□ (f) (a)~(e)にチェックがあり、「非核」「核兵器のない世界」等を本文に明記している
<ul><li>□ (g) (a)~(e)にチェックはないが、企業理念、経営理念、経営戦略、経営ビジョン、CSR 方</li></ul>
針等に「非核」「核兵器のない世界」等を本文に明記している

□ (h) 理念、ビジョン、方針の本文にはないが、ウェブサイト等の付帯説明文に「平和」「非

○ (i) 上記のような位置づけはしていない、もしくは不明

暴力」を明記している

### B 軍との関わりについての方針

- 1.軍との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか
- □ (a) あらゆる軍への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- □ (b) 侵略行為に及んでいる軍隊への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- □ (c) クラスター兵器や化学兵器など国連が認めるところの非人道的兵器を使用している軍への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- (d) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### C 武装勢力と関わらない方針

- 1. 正規軍ではない武装勢力との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか
- □ (a) あらゆる武装勢力への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- □ (b) あらゆる武装勢力への原材料の調達などを通じた資金供与をしないなどの方針がある
- (c) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### D 暴力団と関わらない方針

- 1. 暴力団との関わりについて、自社の経営方針等に規定していますか
- □ (a) 暴力団への製品・サービスの提供をしないなどの方針がある
- □ (b) 暴力団への資金供与につながる行為を一切しない方針がある
- (c) 上記のような方針等はない、もしくは不明

### E 兵器産業との関わりについての方針

- 1. 兵器産業との関わりについて自社の経営方針等に規定していますか
- ※殺傷や破壊を目的とした、いわゆる兵器にあたる装備や技術を「兵器」と表記する
- ○(a) 兵器産業について全く関わらない方針を規定している
- ○(b) 兵器産業について直接の取引をしない方針を規定している
- ○(c) 上記のような方針等はない、もしくは不明

#### 解説:

戦争・紛争・兵器等によって命の危険にさらされない、人種・民族・文化・信仰・性別・身体的特徴によって迫害されない、大規模開発によって住む場所を汚染・収奪されない、あらゆる拷問・拉致・暴力行為を受けない平和な社会を私たちは望んでいます。社会の一員である企業が、平和・非暴力を進めるステークホルダーの一つとしてその姿勢を打ち出し、実行しているかは、国内が戦争状態になくても、非暴力社会の内実を強めていくことは現実かつ重要な課題ですし、調達先を海外に置いている企業においては、その国の社会や自然、文化にどのような影響を及ぼすかはとても重要なことである、と私たちは考えています。。

### キ アニマルウェルフェア

### A アニマルウェルフェアの基本的、包括的なポリシー、方針等

- 1. 企業理念や経営理念、中長期の経営戦略や経営ビジョン、CSR 方針の中でアニマルウェルフェアの増進および動物利用の削減について明記していますか。または行動計画や生産・調達基準がありますか。CSR・環境報告書の中で記載されていますか。
  - ○(a)企業理念、経営理念、(中長期)経営戦略、CSR 方針の中にアニマルウェルフェアの増進、動物利用の削減を明記している
  - ○(b)代表者や責任ある立場の担当者による取材やアンケート回答などでアニマルウェルフェア を増進および動物利用の削減に取り組むことを言及している
  - ○(c) CSR 報告書または環境報告書にアニマルウェルフェアについて記載がある
  - ○(d) 上記のような明記、計画、基準、記載はしていない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアの管理のアプローチを広範囲に実行するために、事業・経営に関わる課題として動物の福祉を捉えることは、重要なステップです。アニマルウェルフェアがビジネスに関与する方法と理由を、経営方針、各種報告書、各種計画書、およびリリースやインタビュー、NGOへの回答等により明文化されることは、アパレル企業、食品企業、流通企業、外食企業等動物性素材を利用する企業にとって良い実践となります。ポリシーの有無が実施の保証をもたらさないかもしれないとはいえ、ポリシーの欠如は家畜福祉がビジネス課題に関してないというはっきりした徴候です。また動物性素材の削減を実践することも動物への配慮や環境への配慮につながります。

2. 上記アニマルウェルフェアや動物への配慮に関するポリシー等は、地域・動物種・商品で限定されていますか。

### ア地域

- ○(a)国内外を問わずすべての地域、支社において適用される
- ○(b)一部の地域において適用される
- ○(c)地域への言及はない。もしくは不明

### イ 動物種

- ○(a) すべての種において適用される
- ○(b)一部の種において適用される
- ○(c)種への言及はない。もしくは不明
- ウ商品
- ○(a)すべての商品において適用される
- ○(b)一部の商品に限定される
- ○(c)商品への言及はない。もしくは不明

- 3. 上記アニマルウェルフェアや動物利用の削減に関するポリシーをどのようにサプライチェーンや委託業者においても徹底するか明確にしていますか。
  - □(a) サプライチェーンや委託業者に対してアニマルウェルフェアのポリシーや目標、ガイドライン、手法等を共有している
  - □(b) サプライチェーンや委託業者との契約においてアニマルウェルフェアの実効性を求めている
  - ○(c) 明確にしていない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアに関するビジネスリスクや機会の多くは、サプライチェーンが関わります。 企業はそのサプライヤーや委託業者のアニマルウェルフェアへの取り組みを監視、または要望することで、強い影響をおよぼすことが可能です。

### B ガバナンスと管理

- 1. アニマルウェルフェアや動物利用の削減についての管理責任を個人または特定の部署に割り当てていますか。
  - □(a) 責任を管理するための部署または担当者が置かれている
  - □(b) 方針の実施をどのように取締役会または経営陣が管理監督するかについての詳細が公開されている
  - ○(c) 明確な管理責任者がいない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアの管理を見る時、監視と実施責任は重要です。必要に応じて(例えば組織のアニマルウェルフェア方針と他のビジネス目的の間に緊張関係があるなど)、経営陣がアニマルウェルフェアのビジネス上の意味を認識しいつでも確実に介入できるようにするために監視は必要です。しかし、効果的にアニマルウェルフェアを管理する方法の特定の詳細について、監視責任を負う担当者がアニマルウェルフェアを効果的に管理する方法、理論をほとんど知らないことがしばしばあります。したがって、アニマルウェルフェア方針が実行され、そして、家畜福祉が効果的に管理されることを確実とすることに対して責任がある担当者が配置されていることが重要です。

- 2. アニマルウェルフェアや動物利用の削減の管理のための、目標やターゲットを設定していますか。 ○(a) 目標やターゲットは設定されており、またアクションプランが明確化され、スケジュールの
  - ○(b) 目標やターゲットは設定されているが、それをどのように達成するかの情報がない
  - ○(c) 目標やターゲットがない、もしくは不明

遅れを追求することができる

解説 目標やターゲットはポリシーの遵守におけるポイントであり、持続可能なアクションに換算されます。また、その目標やターゲットの遅れの責任や原因を突き止めることも可能になります。

- 3. アニマルウェルフェアポリシーや動物利用の削減に関する目標に対する成果を報告していますか。
  - ○(a) 目標やターゲットの達成度や進捗、成果が報告されている
  - ○(b) 目標やターゲットの達成度や進捗、成果が報告されていない

解説 企業はアニマルウェルフェアのポリシーや目標の達成度、進捗や成果を報告し、公表することが必要です。

- 4. アニマルウェルフェアや動物利用の削減に関するポリシーが効果的に実施されることを保証する ための内部プロセスがありますか。
  - □(a) アニマルウェルフェアが実行されていない場合の対応方法、手順等が明示されている。
  - □(b) 従業員に対し、トレーニングや教育、社内報等においてアニマルウェルフェアの情報が提供されている
  - ○(c) プロセスがない、もしくは不明

解説 アニマルウェルフェアポリシーの効果的な実行は、ポリシー実行の監視をする従業員の意識と 知識、およびポリシーが守られない場合に迅速に対応できるかどうかにかかっています。

### C アニマルウェルフェア 具体的な取り組み

1 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、動物の閉鎖的監禁や集中的なシステム(妊娠ストール、分娩ストール、単独飼育、バタリーケージ、繋ぎ飼育、強制給餌、過密飼育等)を回避するための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。【コンビニ】【化粧品】

 $\bigcirc$ (a)

妊娠ストール ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある 分娩ストール ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある 単独飼育 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある ケージシステム(バタリーケージ・エンリッチドケージ) ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある る 繋ぎ飼育 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある

強制給餌 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある

過密飼育 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある

- ○(b) 改善の検討を行っている
- ○(c) 立場を明確していない、もしくは不明

解説 上記のように極端に行動を制限する飼育方法を避けることは、アニマルウェルフェアにおいてよい実践になります

2 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、慣習的部分切除や麻酔なしの外科的処置を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。 【コンビニ】【化粧品】

 $\bigcirc$ (a)

麻酔なしの去勢 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある 牛の慣習的部分切除:除角、焼印、断尾 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある 豚の慣習的部分切除:歯切り、断尾、耳刻○廃止済み ○段階的廃止の過程にある 鶏の慣習的部分切除:クチバシの切断 ○廃止済み ○段階的廃止の過程にある

- ○(b) 改善の検討を行っている
- ○(c) 立場を明確していない、もしくは不明

解説 多くの畜産動物はその体の一部を麻酔なしに切断されており、その切除により急性、慢性の苦痛にさらされています。

- 3 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、動物性製品をとおして遺伝子操作やクローニングを避けるための、立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。【コンビニ】【化粧品】
  - ○(a) 遺伝子操作やクローニングを避けるための立場を明確にしている
  - ○(b) 部分的に立場を明確にしている
  - ○(c) 立場を明確していない、もしくは不明

解説 遺伝子工学もクローニングも、アニマルウェルフェアの問題を生み出しています。

4 生産又は調達する畜産物において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、抗菌剤(抗生物質)の予防的使用や成長促進目的の医療、成長ホルモン等成長促進剤の使用を避けるための、立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。 【コンビ

#### ニ【化粧品】

- ○(a) 抗菌剤の予防的使用を避けるための立場を明確にしている
- ○(b) 抗菌剤の予防目的の使用の量を減らす立場を明確にしている
- ○(c) 成長促進目的の使用を避けるための立場を明確にしている
- ○(d) 立場を明確していない、もしくは不明

解説 人間と動物に対する抗菌剤の濫用は、抗菌剤への耐性強化に直接的に関係しています。農場での抗菌剤の(主にエサや水を通しての)使用はしばしば予防のためと言われますが、動物が狭くストレスの多い集中型農業の中に置かれることで、免疫系が危険に晒され、病気の感染が急速に広がります。企業は、日常的に投与する抗生剤を減らすことに専念し、疾患予防のために抗菌剤を日常的な使用に依存していない動物の生産システムを開発することが期待されています。

また、成長促進剤の使用はアニマルウェルフェアに関わる問題を引き起こしています。さらに抗菌剤の成長促進目的の使用は EU では禁止され US でも規制が進んでいます。抗菌剤の使用は深刻な健康被害をもたらしはじめており FAO、WTO、OIE も共同で取り組む課題となっています。抗菌剤の使用の有無、使用量の制限はアニマルウェルフェアへの取り組みの指標となります。

- 5 生産又は調達する畜産物または動物性衣料品素材において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、飼育過程で死亡または疾病にかかり屠畜ができない動物の殺処分方法 (淘汰方法)についての立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。 【コンビニ】【化粧品】
  - ○(a) 全ての動物種において立場を明確にしている
  - ○(b) 一部の動物種においては立場を明確にしている
  - ○(c) 立場を明確していない、もしくは不明

解説 飼育過程で死亡又は疾病や障害を負った動物の殺処分において、しばしば放置による衰弱死、 生きたまま焼却、地面に叩きつけて殺害するなどの違法性のある方法がルーチン化されているケース があります。これらの悪習を容認する農場の畜産物を避けることは、企業にとって必要なことです。

6 生産又は調達する畜産物または動物性衣料品素材において、または原材料として用いる動物性素材の調達において、と畜場におけるアニマルウェルフェアについての立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。

#### ア スタニング(気絶処理) 【コンビニ】【化粧品】

- ○(a) と畜前のスタニングを行わない動物の肉を避けるための立場を明確にしている
- ○(b) 一部の種において屠畜前のスタニングを行わない動物の肉を避けるための立場を明確に している
- ○(d) 立場を明確していない、もしくは不明

### イ 飲水について

- ○(a) すべての種、地域、商品において水飲み場が設置されていないと畜場で屠畜された畜産物を避けるための立場を明確にしている
- ○(c) 一部の種において水飲み場が設置されていないと畜場で屠畜された畜産物を避けるため の立場を明確にしている
- ○(d) 立場を明確していない、もしくは不明

解説 日本の牛と豚のと畜においては多くの場合、と畜前のスタニングを行っているが、一部地域、または一部商品においてスタニングを行っていないケースがあります。また、鶏の場合、電気槽を経ずに失血させる食鳥処理場もあります。なお、欧米では鶏の電気槽での意識喪失はしばしば失敗することがあるため、Controlled-Atmosphere Killing または Controlled atmosphere stunning (CAS)などのより人道的な方法の研究、移行が始まっています。動物利用において最もセンシティブな工程であるからこそ、企業は明確なスタンスを持ち、労働環境とともに科学的にアニマルウェルフェアに配慮する必要があります。

また、日本では牛のと畜場の 45%、豚のと畜場の 75%に飲水設備が設置されていませんが、OIE の アニマルウェルフェアコードでは設置が必要とされています。 屠畜される最後の日に飲水ができること は動物への最低限の配慮です。

なお、ハラル向けであってもスタニングを行うことは許容されるようになっています。(例:北海道)

- 7 化粧品(医薬部外品含む)、食品、その他商品の動物実験(原料を含む)を避けるための立場を、 ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。
- ア 化粧品(医薬部外品・原材料を含む) 【化粧品】
  - □(a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある
  - □(b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている
  - ○(c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある
  - ○(d) 策定していない、もしくは不明
- イ 食品 【コンビニ】【化粧品】
  - □(a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある
  - □(b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている
  - ○(c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある
  - ○(d) 策定していない、もしくは不明
- ウ その他商品(医薬品、文房具、虫よけ・殺虫剤(原材料を含む)等製造するもの)【コンビニ】【化粧品】
  - □(a) 全ての分野、地域において動物実験を避ける指針等がある
  - □(b) 動物実験を行わないことを原料の調達方針を定め仕入先にも確認を行っている
  - ○(c) 動物実験を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある
  - ○(d) 策定していない、もしくは不明

※化粧品とは薬事法の対象となるもので、美化を目的として体に塗るもの(内服は化粧品に当たらない)

8 化粧品(医薬部外品含む)、食品、トイレタリー製品、文房具、虫よけ・殺虫剤等において動物実験 (原料を含む)が行われた商品を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等 で明らかにしていますか。【コンビニ】【化粧品】

- ○(a) 全ての分野、地域において動物実験を行った商品を避ける指針等がある
- ○(b) 一部の分野に限定して、動物実験を行なった商品を避けるための指針等がある
- ○(c) 動物実験を行なった商品を避けるための指針等があるが一部の地域の例外がある
- ○(d) 策定していない、もしくは不明
- 9 社会的に残酷性があると判断されている動物性素材(フカヒレ、フォアグラ、毛皮、ミュールジングをしたウール、アンゴラ、ライブプラッキングをしたフェザーダウン、フォアグラ生産の水鳥から得たフェザーダウン、養殖により得られたエキゾチックアニマルの皮革)を避けるための立場を、ポリシーや経営計画 NGO 等への回答等で明らかにしていますか、【コンビュ】
  - ーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【コンビニ】

    ○(a) 動物性素材全般
    □(b) フカヒレ
    □(c) フォアグラ
    □(d) 毛皮
    □(e) ミュールジングをした可能性のあるウール
    □(f) アンゴラ
    □(g) ライブプラッキングをされた可能性がある又はフォアグラ生産の水鳥から得たフェザーダウン
    □(h) 養殖によって得られたエキゾチックアニマルの皮革
    □(i) 野生動物から得た素材
- 10 動物利用(広告や支援を含む)を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答 等で明らかにしていますか。
  - □(a) 生きた動物の繁殖、売買
  - □(b) 生きた動物の展示、レンタル

○(j) 策定していない、もしくは不明

- □(c) 生きた動物を利用した集客等の動物利用
- ○(d) 策定していない、もしくは不明だが行なっていない
- ○(e) 策定していない、もしくは不明だが行なっている
- 11 生きた動物の輸送について、ポリシーや経営計画、NGO 等への調査回答等で明らかにしていますか。【**宅配**】
  - ア 生きた動物の輸送の有無 について
  - ○(a) 生きた動物の輸送を行わないことを明らかにしており、また荷受け時に荷物が生きた動物ではないことを確認している
  - ○(b) 生きた動物の輸送を行わないことを明らかにしている
  - ○(c) 実験動物等一部の動物については輸送を行わないことを明らかにしている
  - ○(d) 策定していない、もしくは不明

イ 輸送時のアニマルウェルフェアについて

アで(a)(b)にチェックがない場合下記にお答えください。

- ○(a)次の輸送時のアニマルウェルフェアの規定がある
  - □(あ) 生きた動物を輸送する店舗ごとに動物の取扱責任者が決められている
  - □(い) 生きた動物を輸送する店舗ごとにかかりつけ獣医師との契約が行われている
  - □(う) 生きた動物を輸送する上で、異なる動物種の動物または荷物と一緒に輸送しないこと が決められている
  - □(え) 生きた動物を輸送する上で、全ての動物ごとの温度管理、湿度管理等の個別管理輸送を行っている
  - □(お) 生きた動物を輸送する上で、長距離輸送される全ての動物に対し、輸送中に定期的 な給餌給水を行っている
- ○(b) 策定していない、もしくは不明

### D 環境・人権・倫理への影響

- 1 熱帯雨林、森林、海洋、河川又は生産加工地域の生態系の破壊に関与している畜産物、飼料、動物性素材を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。 【コンビニ】【化粧品】
  - ○(a) すべての商品、地域において策定されている
  - ○(b) 一部の商品、一部の地域においてのみ策定されている
  - ○(c) 策定していない、もしくは不明
- 2 動物性食品、素材の利用を減らすための取り組みがありますか。 【コンビニ】【化粧品】
  - □(a) 減らすことを目的とした商品が売られている
  - □(b) 減らすことを目的としたポリシーを持っている
  - □(c) 減らすことを目的とした社会運動に参加している
  - ○(d) 策定していない、もしくは不明
- 3 利用する商品の皮革・毛皮のなめし加工の工程において、その薬剤による地域の公害(河川の汚染、地下水の汚染、土壌の汚染、地域住民の健康被害等)を引き起こす素材を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO等への回答等で明らかにしていますか。【コンビニ】
  - ○(a) すべての商品、地域において策定されており、実行している、若しくは関連する商品を取り 扱わない
  - ○(b) すべての商品、地域において策定されており、移行中である
  - ○(c) 一部の商品・地域・種類(土壌のみ等)において策定されている
  - ○(d) 策定していない、もしくは不明

- 4 遺伝子組換え飼料を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかに していますか。【コンビニ】【化粧品】
  - ○(a) 全て避けることを明らかにしている
  - ○(b) 減らすことを明らかにしている
  - ○(c) 策定していない、もしくは不明
- 5 輸入飼料を避けるための立場を、ポリシーや経営計画、NGO 等への回答等で明らかにしていますか。【コンビニ】【化粧品】
  - ○(a) 全て避けることを明らかにしている
  - ○(b) 減らすことを明らかにしている
  - ○(c) 策定していない、もしくは不明

#### ※用語説明

妊娠ストール:母豚を身動きができないよう拘束し飼育するシステム

分娩ストール:分娩前及び出産後の母豚を身動きができないよう拘束し飼育するシステム

フィードロット: 牛や豚、その他動物を太らせるために囲い込み餌を食べ続けさせるシステム

単独飼育:社会性のある動物(ほぼすべての哺乳類、鳥類)を単独で仕切って飼育する方法

バタリーケージ:採卵用の鶏を巣箱や止まり木もないケージにギュウギュウに閉じ込め飼育するシステ

繋ぎ飼育:乳牛、一部の肉牛で行われる繋ぎ飼育

強制給餌:水鳥の口から太い鉄パイプを胃に差し込み強制的にエサを流し込むフォアグラ又は北京 ダックを作るための給餌方法

過密飼育: 一平米あたり EU は 13 羽、日本は 19 羽詰め込む等、特にブロイラー (肉用鶏) の過密飼育がひどいと言われるが、豚などの過密飼育も増加している

去勢: 豚及び牛において、麻酔なしの去勢手術が行われている

除角:乳牛、肉用牛において神経の通る角の切除(切除及び焼きごてで焼く)が行われる、切断すると 血が吹き出したり失神したりすることもある

歯切り:無麻酔のまま豚の切り歯と犬歯8本をペンチで潰し切る 人と同じで歯には神経が通っている 断尾:無麻酔のまま、生後7日前後の子豚の尻尾を切断する

クチバシの切断(デビーキング): 鶏や鴨のクチバシ(主に上クチバシ)を焼き切る

ミュールジング:羊への蛆虫の寄生を防ぐため、子羊の臀部(陰部)の皮膚と肉を切り取ること フカヒレのためのヒレ切り(フィニング):フカヒレを取るためにサメのヒレを切り取ること。その後胴体を海に沈めるなどされる(死亡する)

耳刻:豚の個体管理のために耳に切込みを入れること

焼印:動物の個体管理のために焼印をすること